

沼田市

第8期生き生き長寿のまちづくり計画

【令和3年度～令和5年度】

素案

【令和2年12月時点】

沼田市

はじめに

我が国では、総人口が減少する中で、65 歳以上の高齢者人口は 3,617 万人と過去最多となり、総人口に占める割合が 28.7%に達し、およそ 3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

本市においても、令和 2 年の高齢化率は 34.11%で、全国平均を 5.41%上回り、3 人に 1 人以上が高齢者となり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者も増加している状況です。

平成 12 年度に始まった介護保険制度は、こうした超高齢社会を支える仕組みとして創設されました。令和 7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となり、さらに令和 22（2040）年にはその「ジュニア世代」が 65 歳以上となることにより、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されています。サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにするため、地域包括ケアシステムを強化推進することが、ますます重要となります。

この生き生き長寿のまちづくり計画（高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画）は、国の基本方針や「沼田市第六次総合計画」に基づき、人的基盤の整備や地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策の推進、今後の高齢者福祉の課題などに対応しながら、「高齢になっても安心して暮らせるまちづくり」を実現するための基本となるものです。

本計画の策定にあたっては、これまでの高齢者施策をさらに強化推進するため、高齢者の生活状況をはじめ、在宅介護の実態や課題を把握するためのアンケート調査を実施し、広くご意見をいただき検討するとともに、市民の皆さまの考え方も反映するように努めました。また、計画の推進においては、前計画からの基本理念を継承しつつ、さらに工夫を重ねながら、今後の高齢者福祉施策の充実に取り組んでいきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご協力をいただきました介護保険運営協議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などを通して、貴重なご意見やご提言をいただいた関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月 沼田市

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	1
第2節 計画の位置付け、計画期間.....	2
第3節 計画の策定体制.....	4
第2章 本市の高齢者をめぐる状況.....	5
第1節 高齢者の状況.....	5
第2節 認定者数の状況.....	11
第3節 高齢者の現状と課題（高齢者実態調査結果より）.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
第1節 基本理念.....	27
第2節 基本目標.....	28
第3節 第8期計画策定における主な視点.....	29
第2部 各論.....	33
第1章 高齢者保健福祉の推進.....	35
第1節 地域共生社会の実現.....	35
第2節 バリアフリーの推進.....	38
第3節 高齢者の生きがいづくりの推進.....	40
第4節 在宅福祉サービスの充実.....	51
第5節 介護保険サービスの充実.....	57
第2章 自立支援・重度化防止の推進.....	58
第1節 健康づくり・介護予防の推進.....	58
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進.....	65

第3節 認知症施策の推進.....	70
第4節 介護支援体制の充実.....	74
第3章 介護保険事業の推進.....	77
第1節 要介護認定者数等の推移及び推計.....	77
第2節 介護サービスの量の見込み	78
第3節 基盤整備の方針	85

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、事業所数も増え、サービス利用者は550万人に達するなど、高齢者の生活の支えとして定着してきました。

その一方、令和7（2025）年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるほか、令和22（2040）年にはいわゆる「団塊のジュニア世代」が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

さらに、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じてできる限り自立して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情にあわせて推進していくことが重要になっています。

2. 地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障害者、子どもと子育て家庭、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

その考え方にに基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」といいます。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

3. 本市における第8期計画の策定

このような背景により、本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7（2025）年等の将来の姿などを見据え、令和3年度から5年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

第2節 計画の位置付け、計画期間

1. 法的根拠

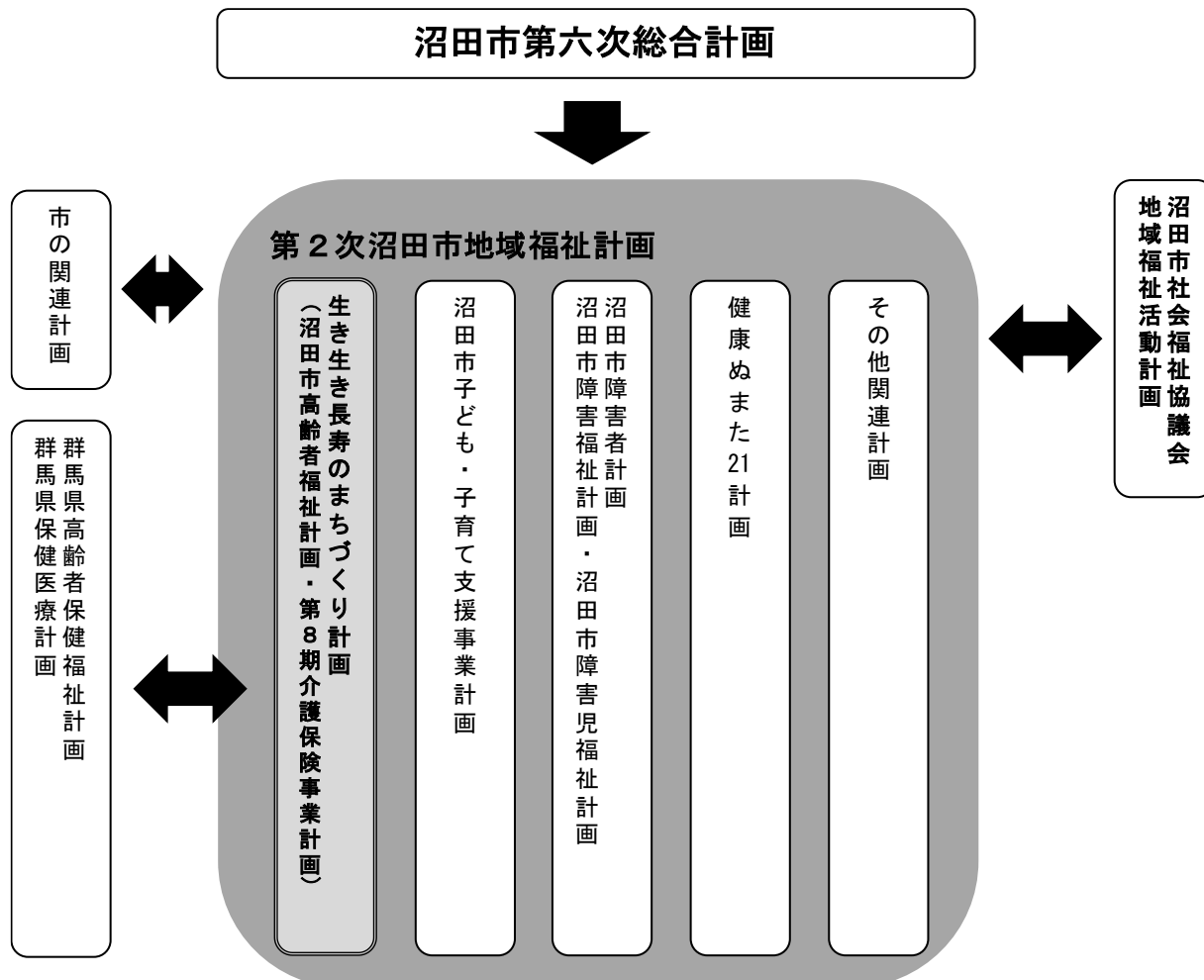
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項（市町村老人福祉計画）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、前期計画である「第7期生き生き長寿のまちづくり計画」を見直したものです。

また、第3期までは老人保健法が根拠法令とされていましたが、同法の改正により、当該内容については高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査等実施計画、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進計画等に移行されることになりました。

2. 関連計画等との調和

本計画は、国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、上位計画である「沼田市第六次総合計画～こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田」（計画期間：平成29（2017）～令和8（2026）年度）の高齢者に関する施策を包括するものとします。

また、施策の推進にあたっては、市の関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。



3. 計画期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間について、安定した財政運営のため、保険料の算定期間との整合性を図ることとされ、3年を1期と定められており、本計画の計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとしておりますので、同様に見直しを行います。

◆計画期間と目標

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 22 年度
第7期計画 (平成 30 年度～ 令和2年度)			第8期計画 (令和3年度～ 令和5年度)			第9期計画 (令和6年度～ 令和8年度)				
		見直し			見直し			見直し		
令和7(2025)年・令和 22(2040)年までの中長期的な視点を踏まえて計画を推進										

第3節 計画の策定体制

1. 本市介護保険運営協議会による協議・検討

本計画の見直しにあたっては、沼田市介護保険運営協議会において協議・検討を行いました。

なお、委員は、公益を代表する者、サービス事業者を代表する者、第1号被保険者を代表する者、第2号被保険者を代表する者の16人で構成されています。

◆沼田市介護保険運営協議会委員構成

委 員	人 数
公益代表	4人
サービス事業者代表	4人
第1号被保険者代表	4人
第2号被保険者代表	4人
合 計	16 人

2. アンケート調査の実施

本計画の見直しをするにあたり、市民の声を反映させるため、令和2年6月1日から22日にかけて、アンケート調査を実施しました。

アンケート種類	在宅介護実態調査	日常生活圏域ニーズ調査
対象者	市内在住の在宅要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける、または受けた人（無作為抽出）	市内在住の65歳以上の人（介護保険の要介護認定者を除く）（無作為抽出）
配布数	599	1,999
回収票	413	1,585
回収率	68.9%	79.3%

3. パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民から広く意見を募り、その意見を考慮するため沼田市市民意見提出手続（パブリックコメント）制度に基づく意見の募集を実施しました。

第2章 本市の高齢者をめぐる状況

第1節 高齢者の状況

1. 人口及び高齢者数の推移と推計

平成17年の市村合併時に55,503人であった人口は、令和2年では46,802人まで減少しており、今後も減少していくことが見込まれます。また、近年増加の続いていた高齢者人口も令和2年をピークに減少に転じる見込みです。高齢化率は、今後も増加することが見込まれ、高齢者の内訳では後期高齢者（75歳以上）が増加することが見込まれます。

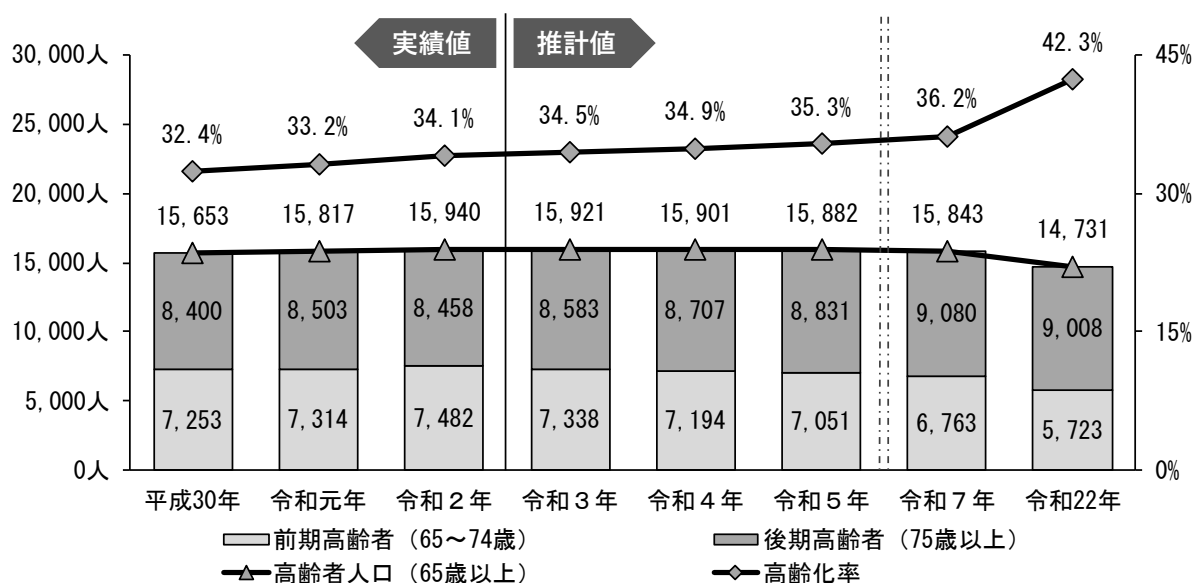
◆人口の推移と推計

区 分	実 績			推 計				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	48,338	47,599	46,802	46,193	45,576	44,969	43,743	34,846
高齢者全体	15,653	15,817	15,940	15,921	15,901	15,882	15,843	14,731
前期高齢者	7,253	7,314	7,482	7,338	7,194	7,051	6,763	5,723
後期高齢者	8,400	8,503	8,458	8,583	8,707	8,831	9,080	9,008
高齢化率	32.4%	33.2%	34.1%	34.5%	34.9%	35.3%	36.2%	42.3%
40歳～64歳人口	16,088	15,793	15,469	15,233	14,995	14,759	14,285	10,782

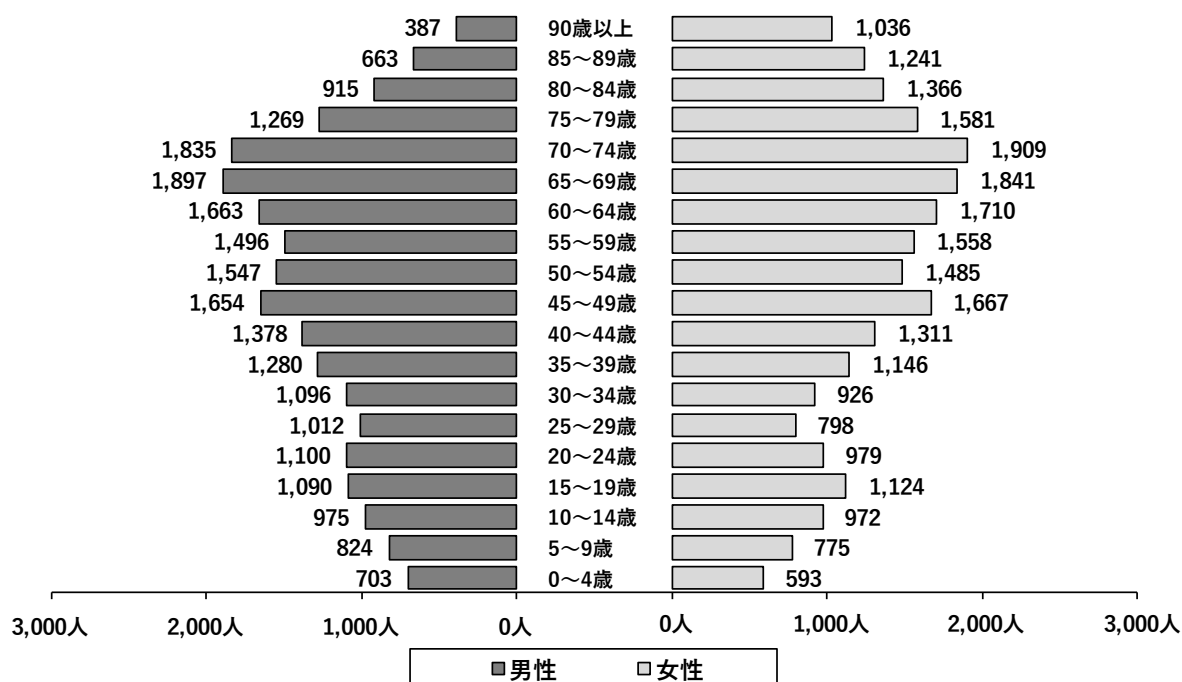
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在／単位：人）

※高齢化率は、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

◆高齢者人口の推移と推計



◆令和2年度人口構成



2. 高齢者世帯数の比較と推移

平成27年の国勢調査で比較すると、本市の65歳以上の高齢者がいる世帯数は9,679世帯で、一般世帯総数に占める割合は50.6%と半数を超え、群馬県平均（44.5%）、全国平均（40.7%）を大きく上回っています。

また、高齢夫婦世帯数は2,710世帯で、一般世帯総数の14.2%と群馬県平均（12.9%）、全国平均（9.8%）を上回っており、さらに高齢単身世帯数は2,441世帯で、一般世帯総数の12.8%と群馬県平均（10.3%）、全国平均（11.1%）を上回っています。

◆高齢者がいる世帯数

区 分	沼田市	群馬県	全国
一般世帯総数	19,141	772,014	53,331,797
65歳以上の高齢者がいる世帯数	9,679	343,196	21,713,308
高齢夫婦世帯数	2,710	99,307	5,247,936
（一般世帯総数に占める割合）	14.2%	12.9%	9.8%
高齢単身世帯数	2,441	79,885	5,927,686
（一般世帯総数に占める割合）	12.8%	10.3%	11.1%
一般世帯総数に占める割合	50.6%	44.5%	40.7%

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在／単位：世帯）

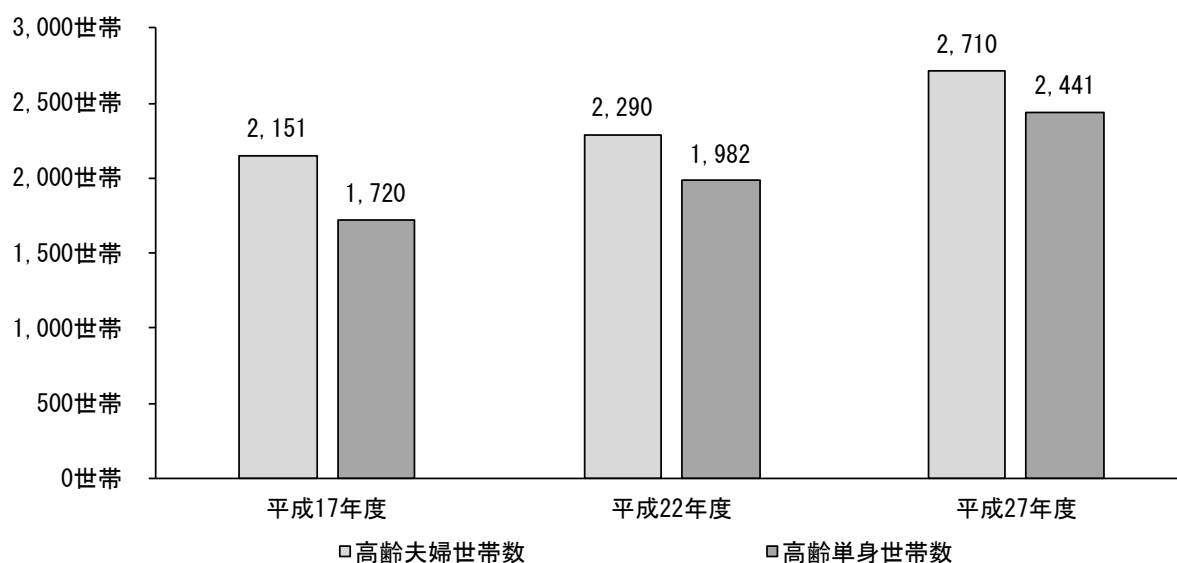
前回の国勢調査（平成22年）と比較すると、65歳以上の高齢者がいる世帯が一般世帯総数に占める割合は3ポイント増加しています。

◆高齢者がいる世帯数の推移

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
一般世帯総数	18,854	19,127	19,141
65 歳以上の高齢者がいる世帯数	8,646	9,099	9,679
高齢夫婦世帯数	2,151	2,290	2,710
（一般世帯総数に占める割合）	11.4%	12.0%	14.2%
高齢単身世帯数	1,720	1,982	2,441
（一般世帯総数に占める割合）	9.1%	10.4%	12.8%
一般世帯総数に占める割合	45.9%	47.6%	50.6%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在／単位：世帯）

◆高齢夫婦・高齢単身（一人暮らし高齢者）世帯数の推移



3. 日常生活圏域ごとの高齢者等の状況

本市では、一人暮らし高齢者（70歳以上）の状況を把握するため、毎年6月1日現在で、民生委員による調査を行っており、4つの日常生活圏域の高齢者数などの状況は次のとおりです。

高齢者数に占める一人暮らしの割合は、市全体で15.1%となっており、地域別では沼田北部圏域が17.2%と高くなっています。

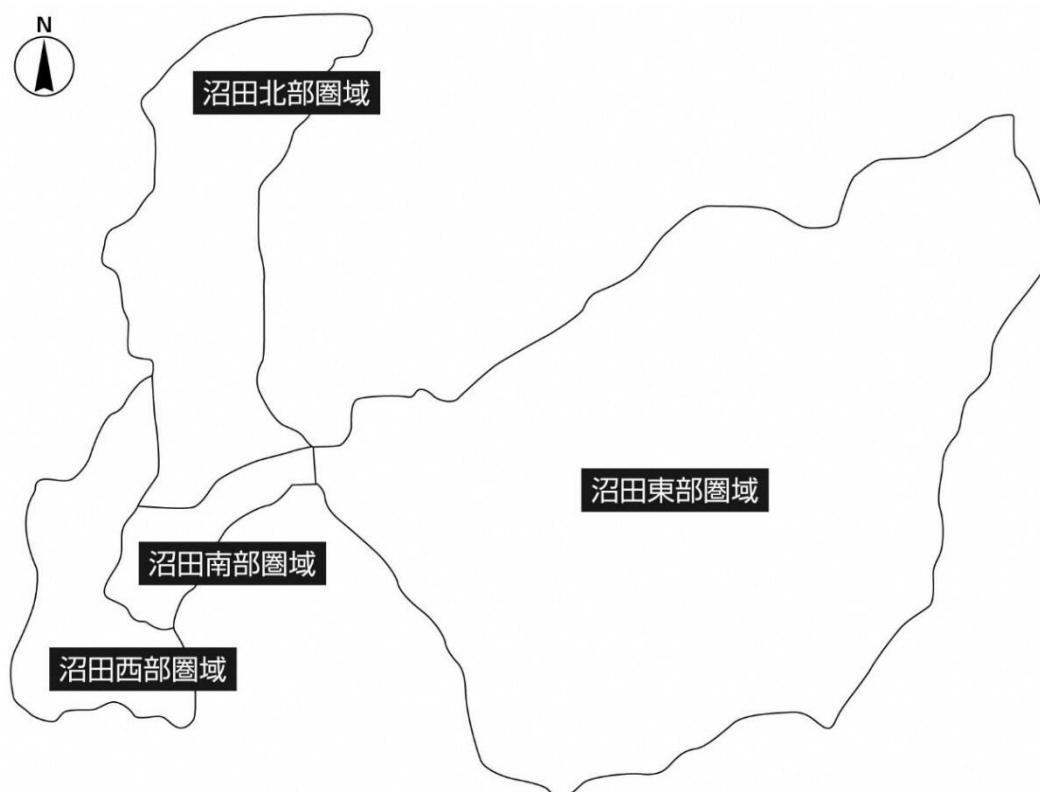
◆民生委員調査による一人暮らし高齢者数、世帯数

圏 域	高齢者数 (70 歳以上)	一人暮らし 高齢者世帯数 (70 歳以上)	高齢者数に占める 一人暮らし高齢者の 割合
① 沼 田 北 部 圏 域	3,781 人	651 世帯	17.2%
② 沼 田 南 部 圏 域	3,025 人	417 世帯	13.8%
③ 沼 田 西 部 圏 域	3,109 人	444 世帯	14.3%
④ 沼 田 東 部 圏 域	1,930 人	274 世帯	14.2%
合 計	11,845 人	1,786 世帯	15.1%

資料：住民基本台帳（令和元年6月1日現在）、民生委員の調査（令和元年6月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年の民生委員調査は中止

◆沼田市圏域図



※本図は概略図です

◆日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、介護保険制度において、地理的条件、人口、社会的条件、医療・介護施設の整備状況などを勘案して定める区域のことで、設定にあたっては、従来の地理的環境、居住する地域の結びつきの強さ等にも配慮し、本市は次の4つの圏域としています。

そして、圏域ごとに介護サービスをきめ細かく提供して、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることを支援していくとともに、高齢者の自立生活を支援する地域包括ケアの取り組みも、圏域ごとに実施していきます。

◆本市の圏域一覧

名称	該当地域
沼田北部圏域	●沼田中学校区(柳町・高橋場町・材木町・桜町・上原町・東原新町・西原新町)及び池田中学校区(池田地区)にあたる地域です。
沼田南部圏域	●沼田南中学校区(東倉内町・西倉内町・上之町・馬喰町・中町・坊新田町・下之町・鍛冶町・戸鹿野町及び新町(鷺石区域は除く)・沼須町・上沼須町・栄町)及び沼田東中学校区(下久屋町・上久屋町・久屋原町・横塚町)にあたる地域です。
沼田西部圏域	●沼田西中学校区(榛名町・清水町・薄根町・川田地区・戸鹿野町及び新町の鷺石区域)及び薄根中学校区(薄根地区)にあたる地域です。
沼田東部圏域	●白沢中学校区(白沢町)及び利根中学校区・多那中学校区(利根町)にあたる地域です。

4. 高齢者の就業状況

本市の高齢者就業率(就業者総数に占める割合)は16.2%で、65歳から74歳までの前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに、群馬県や全国と比較すると高い傾向にあります。

◆就業者数

区 分	沼田市	群馬県	全国
就業者総数(15歳以上)	24,516	966,060	58,919,036
高齢者就業者数(65歳以上)	3,962	128,753	7,525,579
65～74歳就業者数	2,967	100,585	5,939,621
(就業者総数に占める割合)	12.1%	10.4%	10.1%
75歳以上就業者数	995	28,168	1,585,958
(就業者総数に占める割合)	4.1%	2.9%	2.7%
高齢者就業率	16.2%	13.3%	12.8%

資料：国勢調査(平成27年10月1日現在/単位：人)

5. 高齢者の社会参加の状況

(1) シルバー人材センター

概ね60歳以上の市民が登録できる沼田市シルバー人材センターの登録者数は457人となっており、70歳以上の割合が全体の77.5%となっています。

◆沼田市シルバー人材センター年齢別会員数

区 分	60 歳未満	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75 歳以上	計	性別構成比
登録会員	1	21	81	141	213	457	100%
男	0	7	47	71	107	232	50.8%
女	1	14	34	70	106	225	49.2%
年齢別構成比	0.2%	4.6%	17.7%	30.9%	46.6%	100.0%	—

資料：沼田市シルバー人材センター事業報告（令和2年10月1日現在／単位：人）

(2) 老人クラブ

概ね60歳以上の市民が加入している老人クラブは、平成27年度の53クラブ、会員数2,357人から、令和2年度は41クラブ、会員数1,689人となっており、加入率の低下がクラブ数の減少につながっていることが、本市でも課題となっています。

◆老人クラブ数と会員数

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
老人クラブ団体数	53	49	49	45	44	41
老人クラブ会員数	2,357	2,107	1,989	1,836	1,752	1,689
老人クラブ加入率	12.5%	11.1%	10.4%	9.6%	9.1%	8.8%
60 歳以上人口	18,882	19,011	19,156	19,178	19,293	19,280

資料：（各年4月1日現在／単位：クラブ、人）

第2節 認定者数の状況

1. 被保険者数の推移

介護保険事業の対象者は、65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者の保険料は、保険者である市町村ごとに定められます。

高齢化率は今後も伸び続け、第1号被保険者の増加と第2号被保険者の減少傾向は続くことが見込まれます。

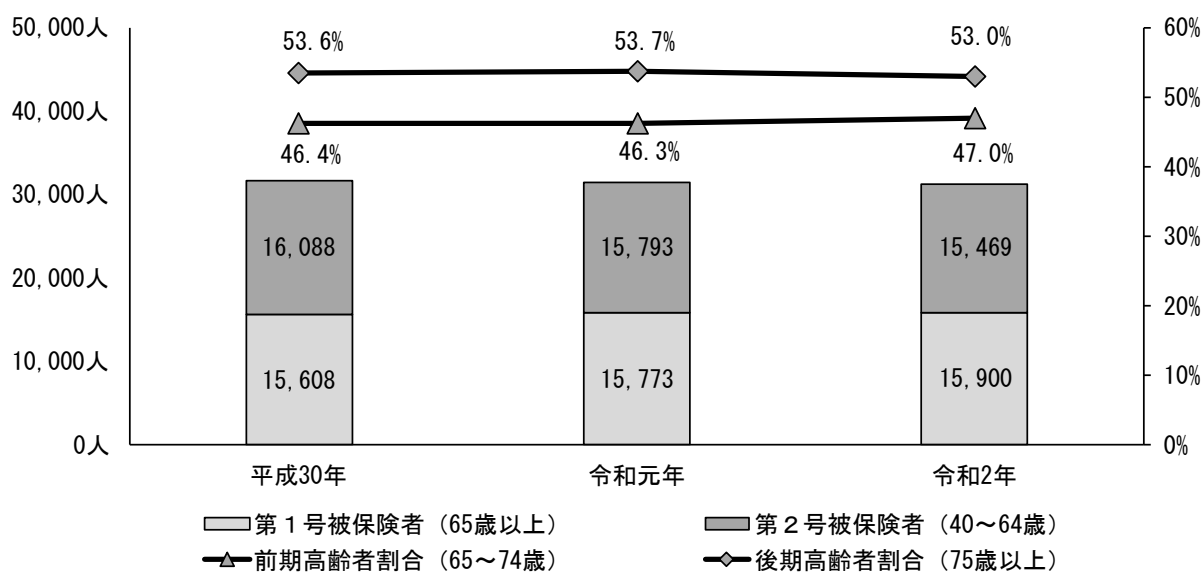
◆被保険者数の推移

区 分	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者(65歳以上)	15,608	15,773	15,900
前期高齢者(65～74歳)	7,240	7,300	7,467
後期高齢者(75歳以上)	8,368	8,473	8,433
第2号被保険者(40～64歳)	16,088	15,793	15,469

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在／単位：人）

※第2号被保険者は住民基本台帳の人口を使用

◆被保険者数と第1号被保険者の前期・後期高齢者割合の推移



2. 要介護（要支援）認定者数の推移

令和2年の要介護（要支援）認定者数は3,275人、高齢者（第1号被保険者）認定率は20.2%です。

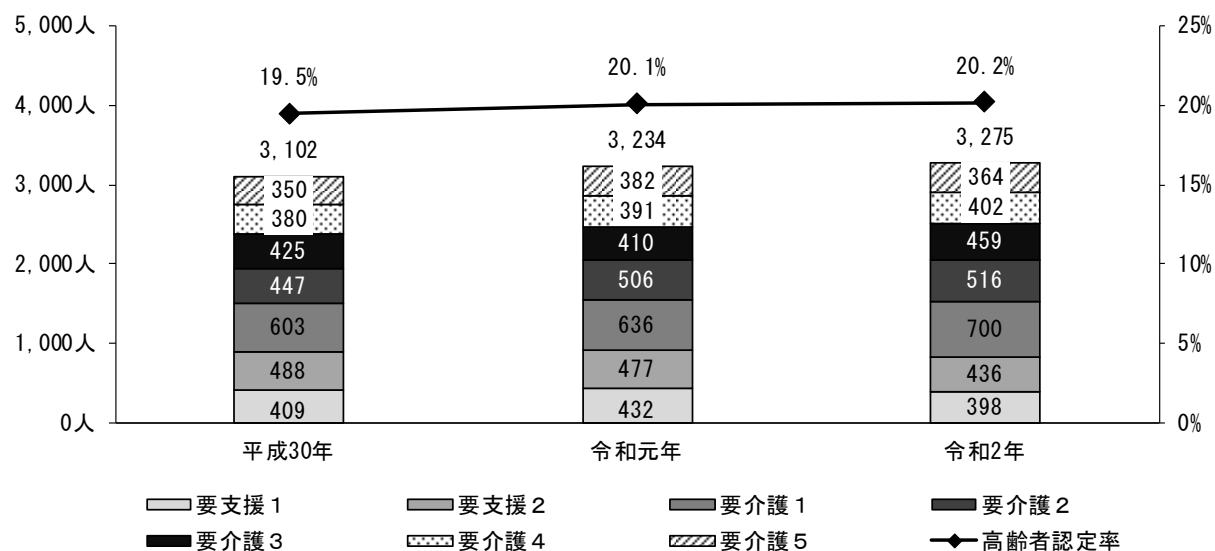
要介護（要支援）度別の内訳は次のとおりです。

◆要介護（要支援）度別認定者数、高齢者認定率

区 分	平成 30 年	令和元年	令和2年
要支援1	409	432	398
要支援2	488	477	436
要介護1	603	636	700
要介護2	447	506	516
要介護3	425	410	459
要介護4	380	391	402
要介護5	350	382	364
要介護（要支援）認定者数	3,102	3,234	3,275
うち第1号被保険者数	3,037	3,170	3,209
第1号被保険者数	15,608	15,773	15,900
高齢者（第1号被保険者）認定率	19.5%	20.1%	20.2%

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在／単位：人）

◆要介護（要支援）度別認定者数、高齢者認定率



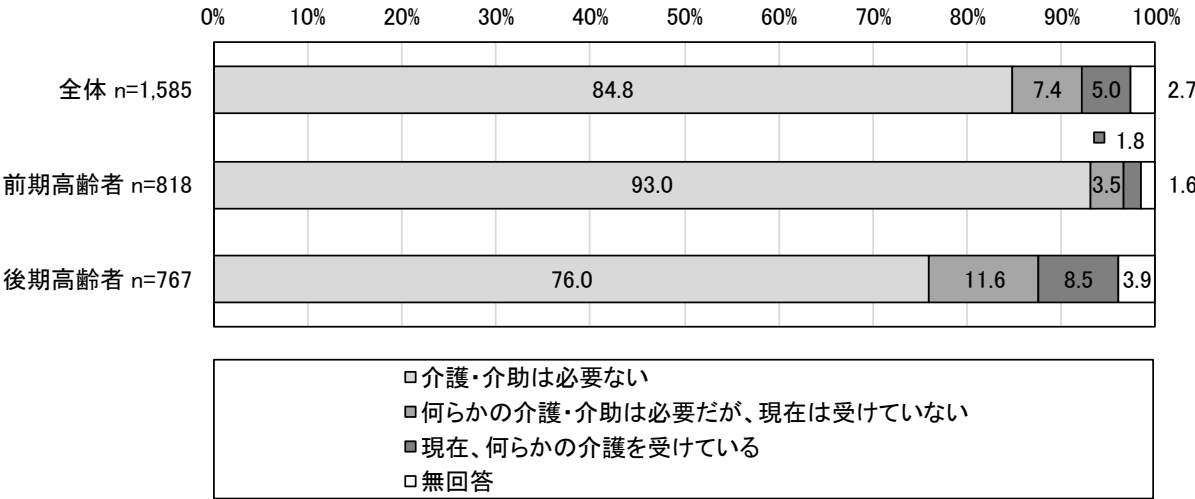
第3節 高齢者の現状と課題（高齢者実態調査結果より）

1. アンケート調査結果

（1）日常生活圏域二一ズ調査

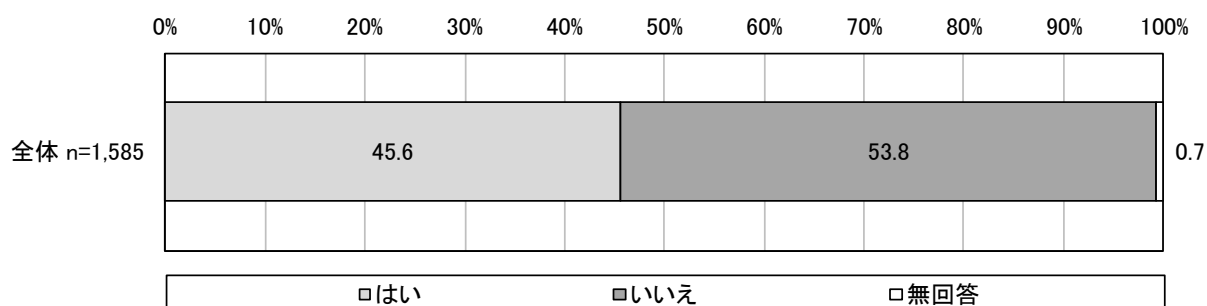
●介護介助の現状（年齢別）

介護介助の現状を年齢別に見ると、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」を合算した『介護が必要』が65歳以上74歳以下にあたる「前期高齢者」では5.3%なのに対し、75歳以上にあたる「後期高齢者」では、20.1%と約5人に1人が「介護が必要」と回答しており、今後のさらなる後期高齢者の増加に伴い、介護サービス需要の増加が見込まれます。



●外出を控えているか

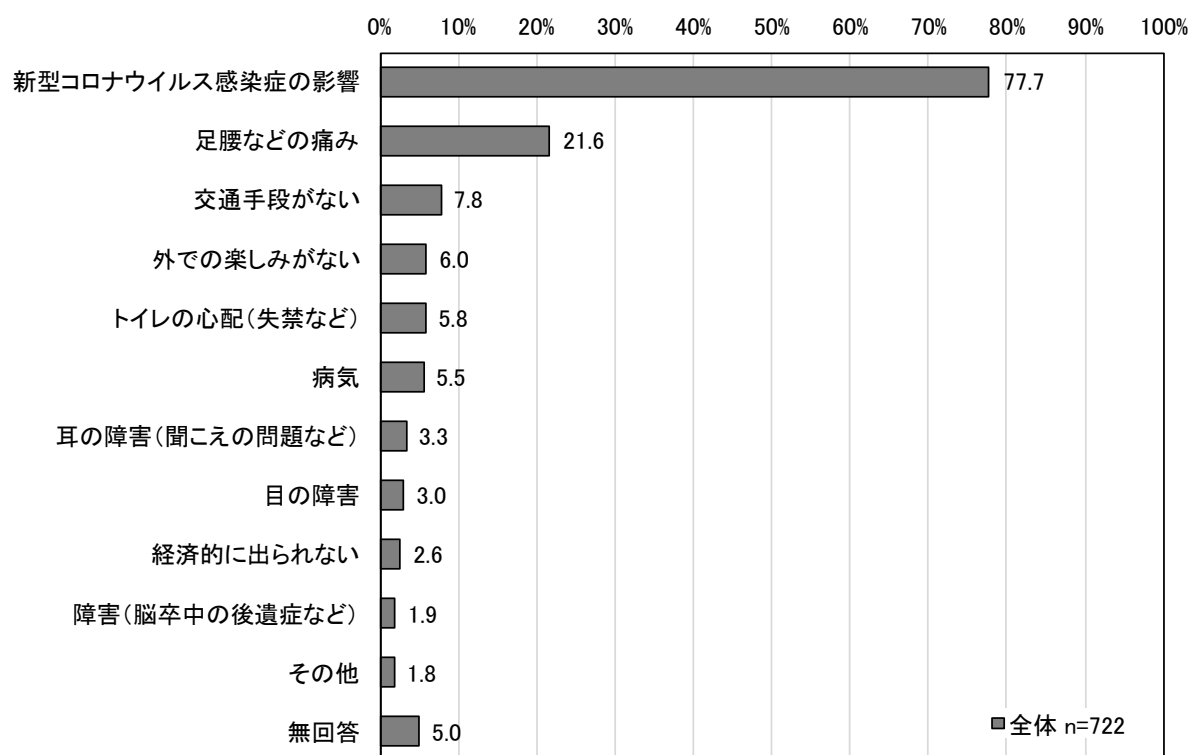
外出を控えているかという設問では、控えている選択肢となる「はい」は、45.6%となっています。



●外出を控えている理由

外出を控えている理由では、「新型コロナウイルス感染症の影響」が77.7%で最も高く、次いで「足腰などの痛み」が21.6%、「交通手段がない」が7.8%となっています。

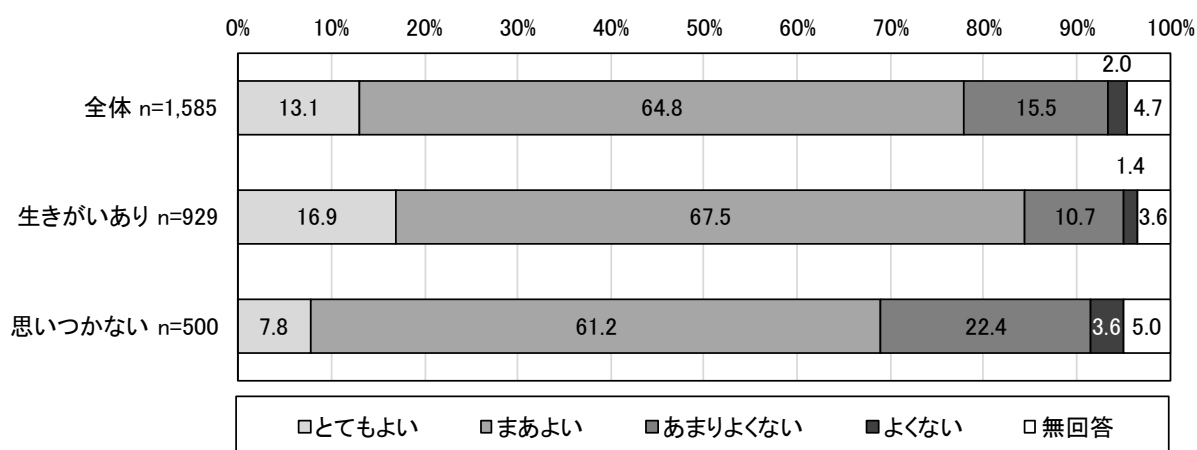
新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの人々が外出を控えている状況となっています。コロナ禍が落ち着いた後に、今までのように元気に外出ができるよう、体力や筋力の低下・外出意欲の低下を防ぐような支援が必要と考えられます。



●生きがいと健康状態について

健康状態を生きがいの有無別に見ると、「とてもよい」と「まあよい」を合算した『健康状態がよい』が「生きがいあり」では84.4%なのに対し、「思いつかない」では69.0%と、「生きがいあり」と回答した人のほうが「健康状態がよい」の割合が高くなる傾向が見られました。

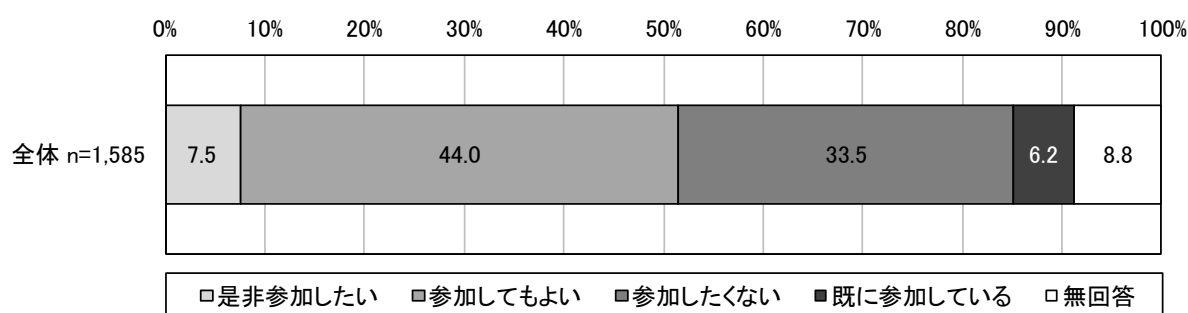
生きがいは健康状態に良い影響がみられるため、健康維持のためにも生きがいを持つことは大切と考えられます。



●地域活動への参加について（参加者として）

地域活動へ参加者としての参加意向は「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた51.5%が参加に意欲的と回答しています。「既に参加している」が6.2%に留まっている現状から、参加意向はあっても参加に繋がらない要因があることが考えられます。

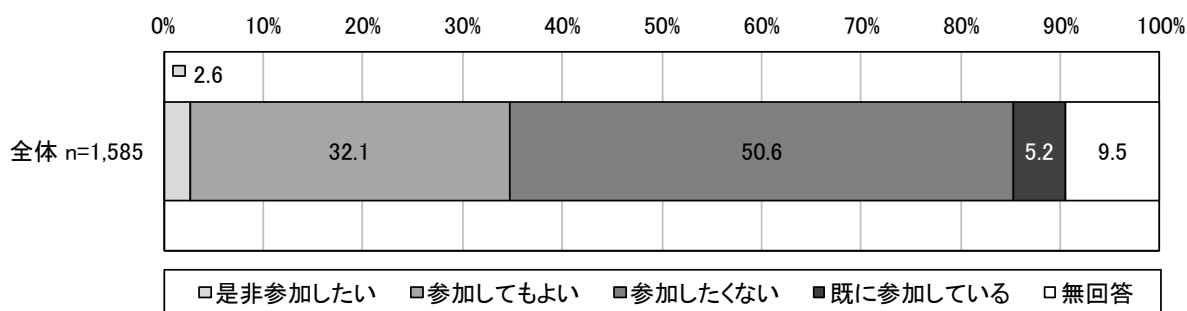
参加希望者を活動につなげる支援が必要となります。



●地域活動への参加について（企画・運営・世話役として）

地域活動へ企画・運営・世話役としての参加意向は「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせて34.7%が参加に意欲的と回答しています。「既に参加している」が5.2%に留まっている現状から、参加意向はあっても参加に繋がらない要因があることが考えられます。

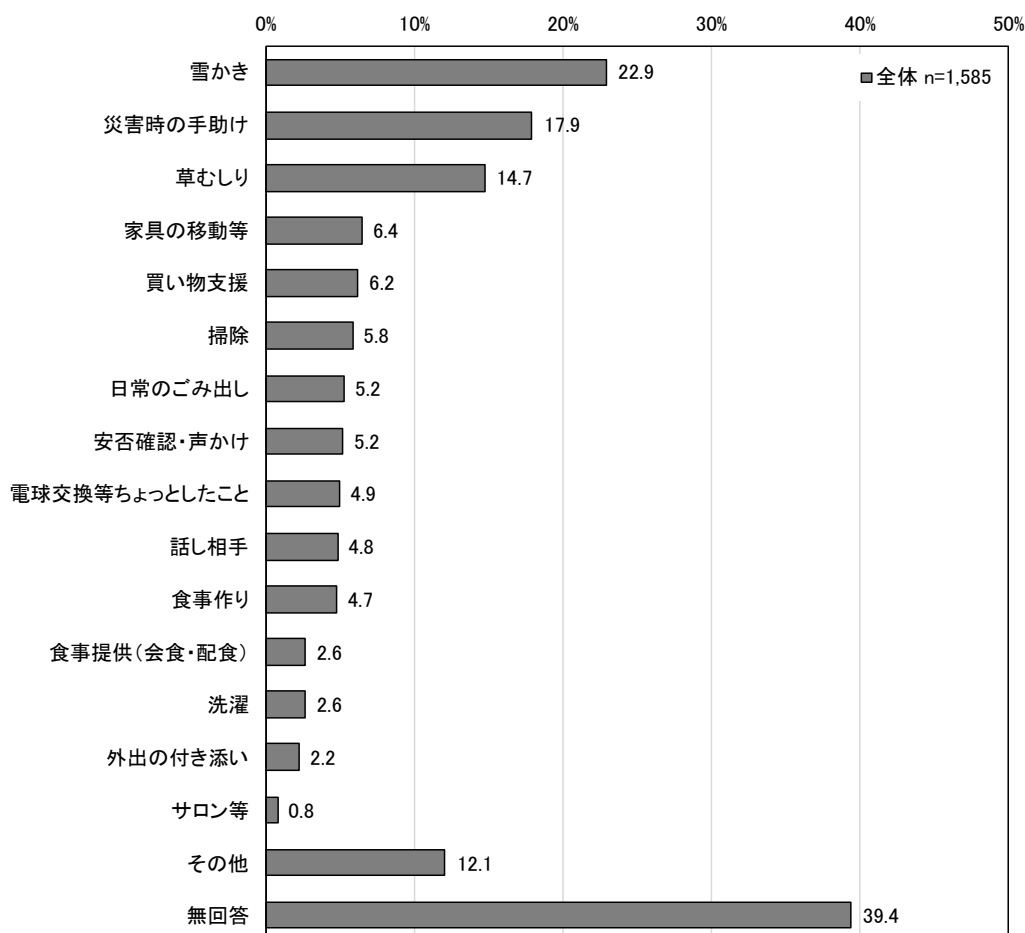
参加希望者を活動につなげる支援が必要となります。



●生活の困りごとやあると助かる支援等について

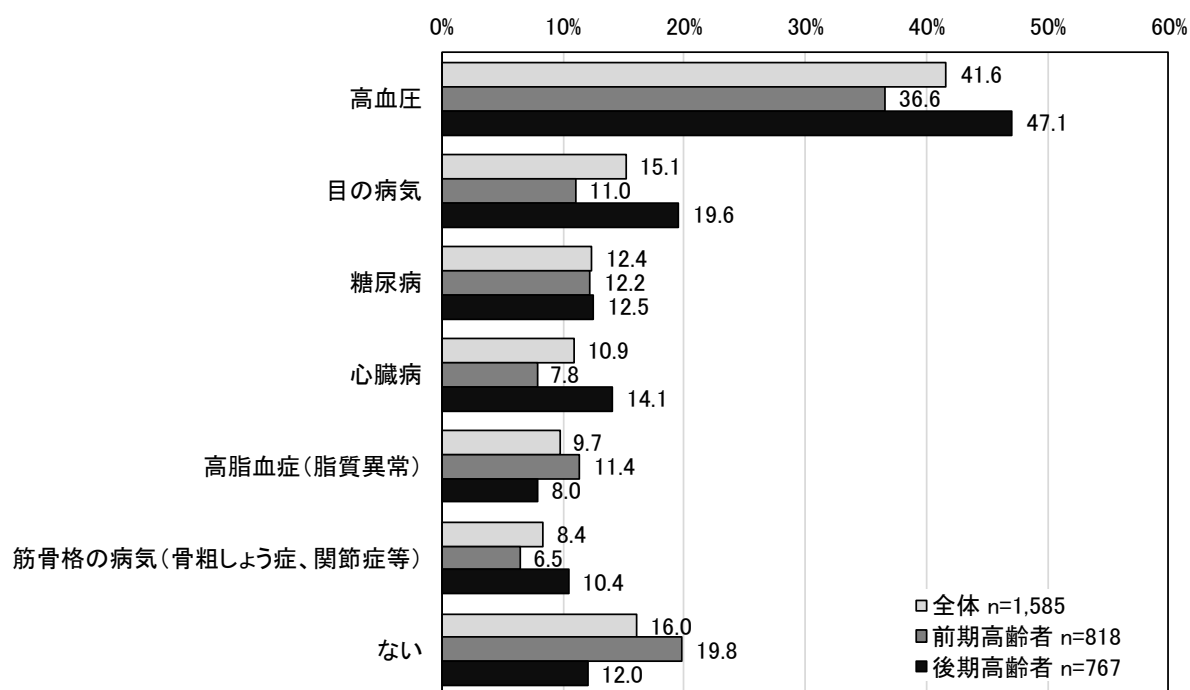
生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問では、「雪かき」が22.9%で最も高く、次いで「災害時の手助け」が17.9%、「草むしり」が14.7%となっています。

「雪かき」や「草むしり」等の生活支援サービスや「災害時の手助け」等の緊急時の支援体制の充実や周知が必要と考えられます。



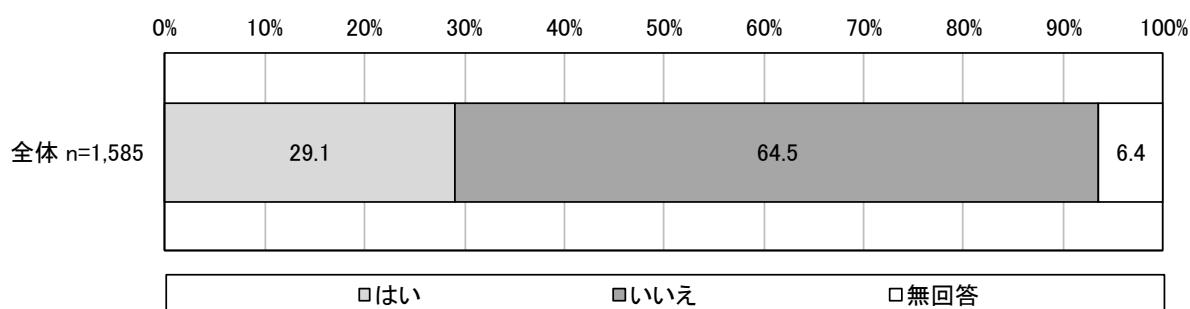
●現在治療中、または後遺症のある病気について（年齢別）

前期高齢者・後期高齢者ともに「高血圧」が最も高く、生活習慣の改善や健康づくりの取り組みが重度化防止の観点からも必要と考えられます。



●認知症の窓口について

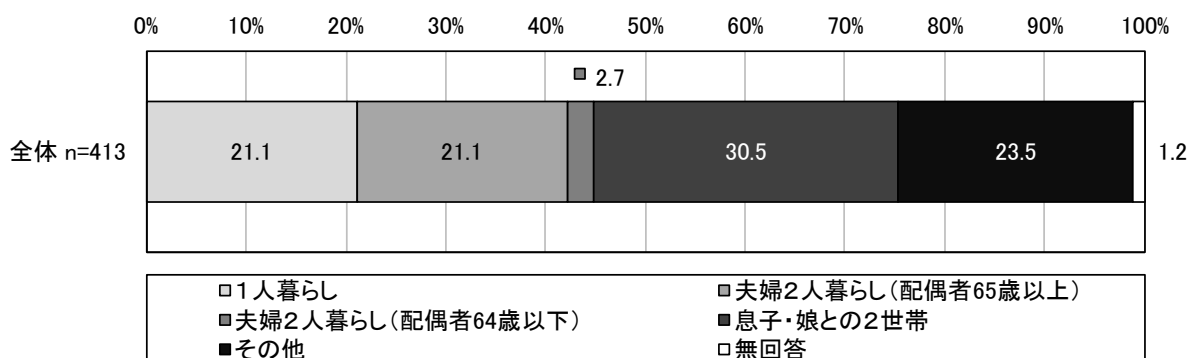
認知症に関する相談窓口を知っているかの設問に、6割以上の人が知らないと回答しているため、さらなる周知活動が必要と考えられます。



(2) 在宅介護実態調査

●世帯構成について

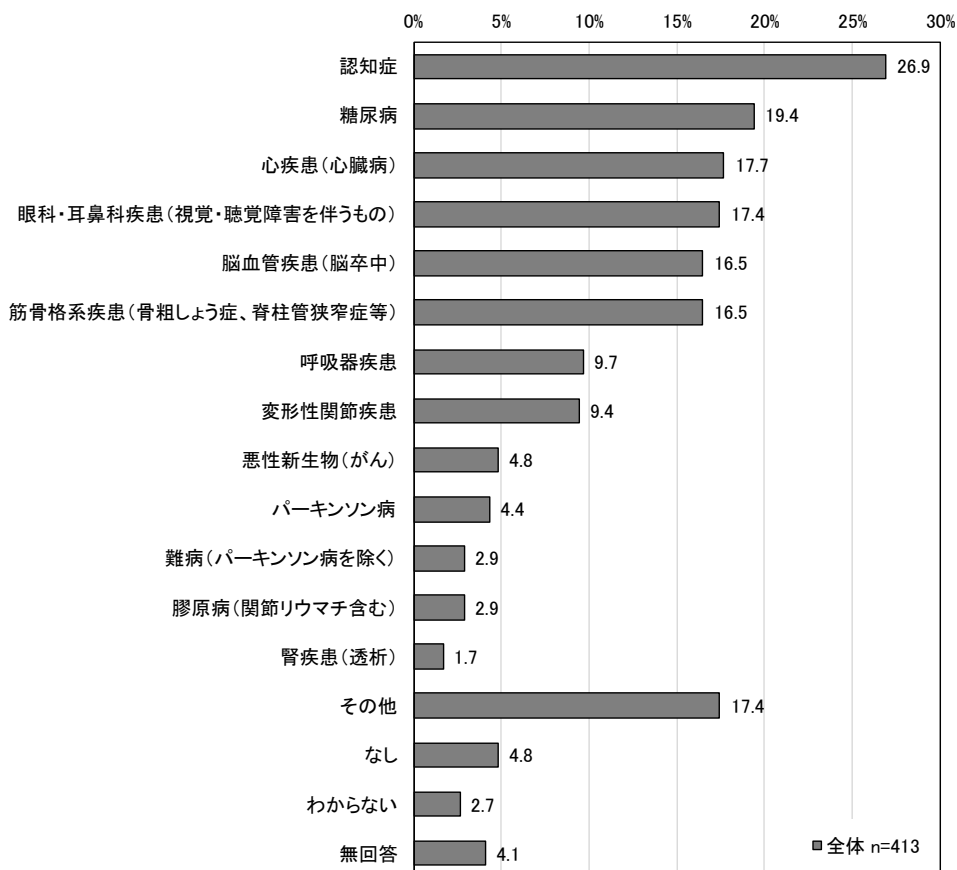
「息子・娘との2世帯」が30.5%で最も高く、次いで「1人暮らし」「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」がともに21.1%、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」が2.7%となっています。



●現在抱えている病気について

「認知症」が26.9%で最も高く、次いで「糖尿病」が19.4%、「心疾患（心臓病）」が17.7%、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が17.4%、「脳血管疾患（脳卒中）」「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が16.5%となっています。

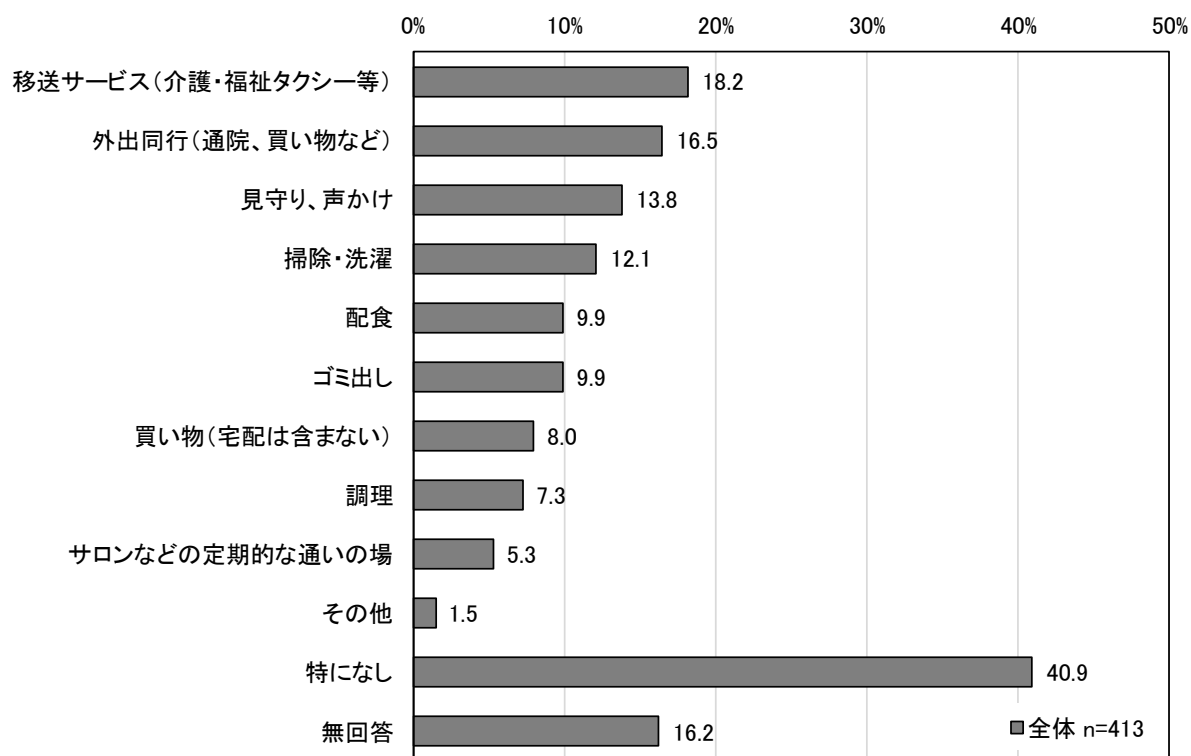
認知症高齢者については、今後も増加が見込まれているため、さらなる認知症施策の推進が必要と考えられます。



●今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.2%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が16.5%、「見守り、声かけ」が13.8%となっています。

高齢化による免許返納後の移動の足の問題や老老介護の増加を受け、移動支援や外出同行の充実が必要と考えられます。



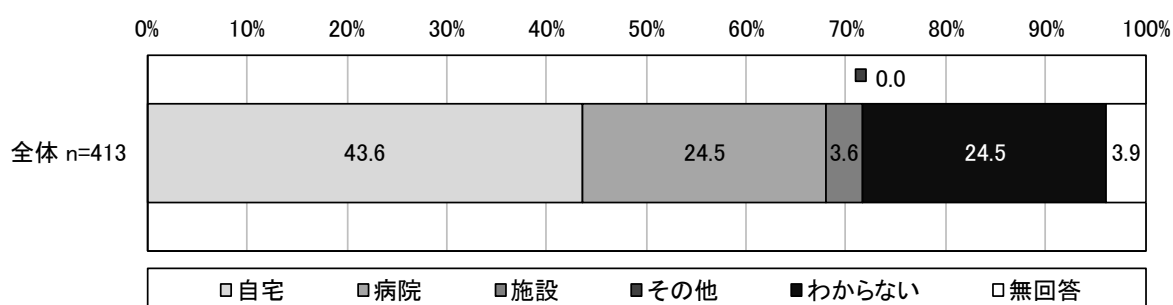
●どこで最期を迎えたい（家族を看取りたい）と思うかについて

要介護者がどこで最期を迎えたいかについては、「自宅」が43.6%で最も高く、次いで「病院」「わからない」がともに24.5%、「施設」が3.6%となっています。

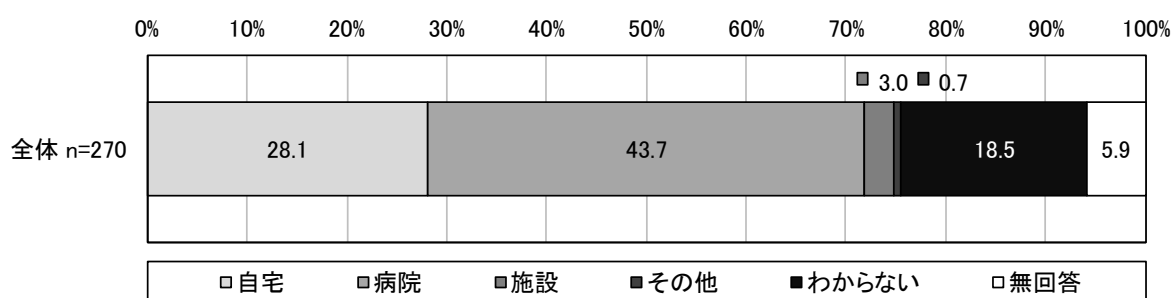
介護者が家族をどこで看取りたいかについては、「病院」が43.7%と最も高く、次いで「自宅」が28.1%、「わからない」が18.5%となっています。

要介護者と介護者の意見には乖離があり、「自宅」で最期を迎えたいと希望する要介護者が、希望通り「自宅」で最期を迎えられるような支援が必要と考えられます。

【要介護者の意見】

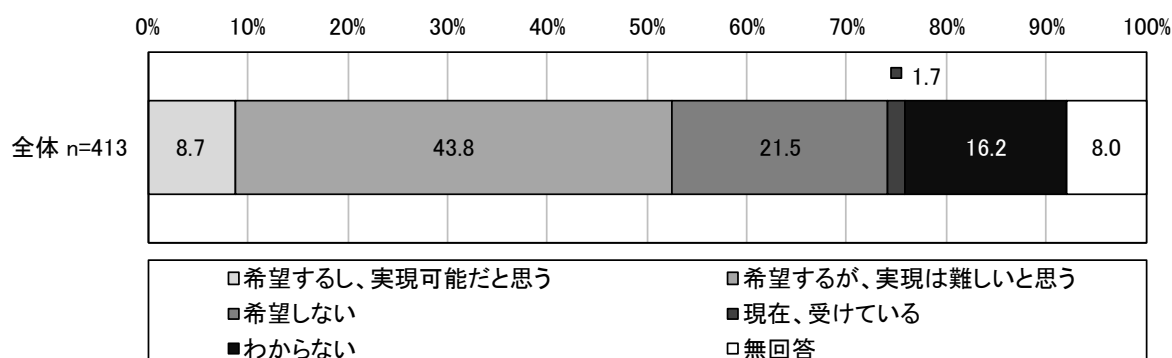


【介護者の意見】



●長期の療養が必要になった場合、在宅医療を希望するか、また、実現可能だと思うかについて

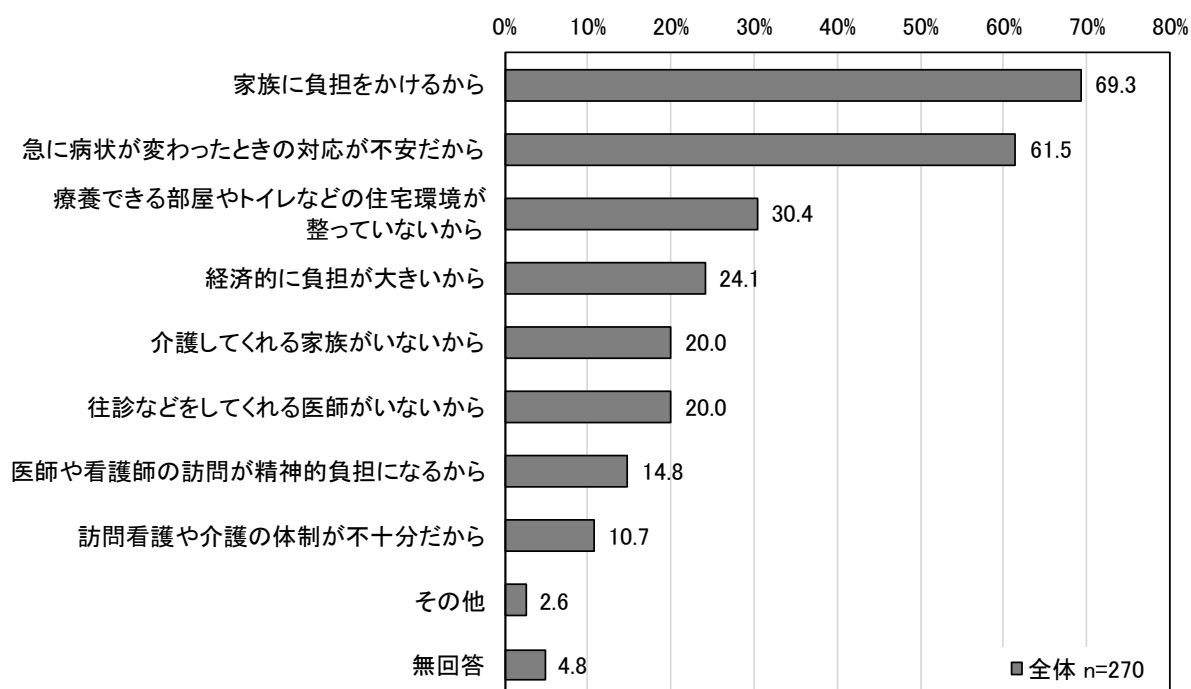
「希望するが、実現は難しいと思う」が43.8%で最も高く、次いで「希望しない」が21.5%、「わからない」が16.2%となっています。



●在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について

「家族に負担をかけるから」が69.3%で最も高く、次いで「急に病状が変わったときの対応が不安だから」が61.5%、「療養できる部屋やトイレなどの住宅環境が整っていないから」が30.4%となっています。

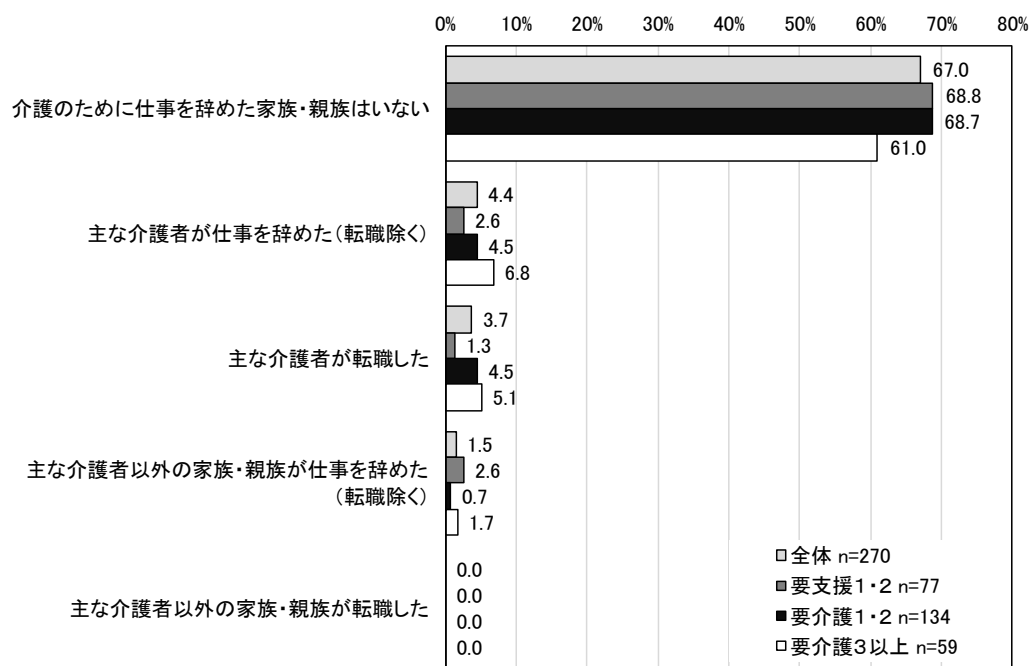
在宅医療の実現には、家族の負担軽減や在宅医療体制の充実が必要と考えられます。



●介護離職について

家族や親族の中で、本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた人がいるかについての設問では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が67.0%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」が4.4%、「主な介護者が転職した」が3.7%となっています。要介護度別に見ると、すべての要介護度で「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が6割以上となっています。

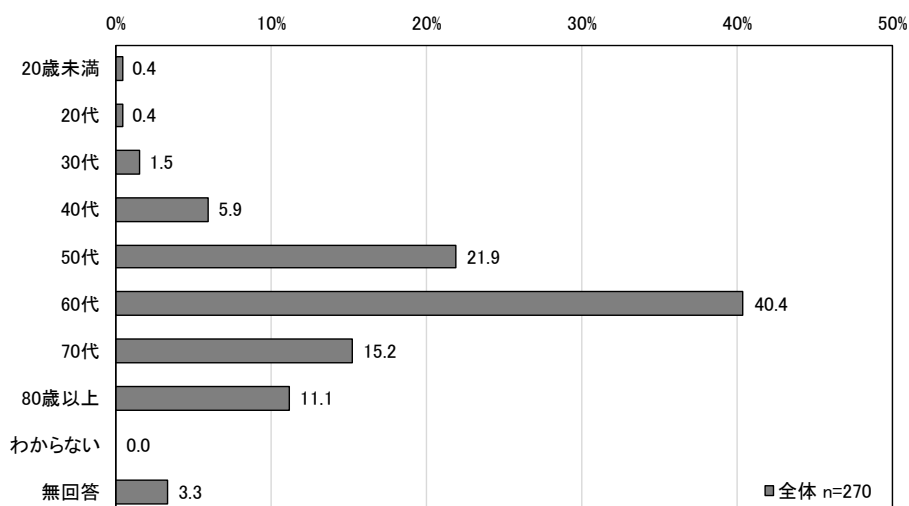
一方で、要介護3以上では、介護者・介護者以外の家族親族で仕事を辞めた人をあわせると、8.5%の人に介護離職が発生しており、介護者が仕事を継続できるような支援が必要と考えられます。



●主な介護者の年齢について

「60代」が40.4%と最も高く、次いで「50代」が21.9%、「70代」が15.2%となっています。

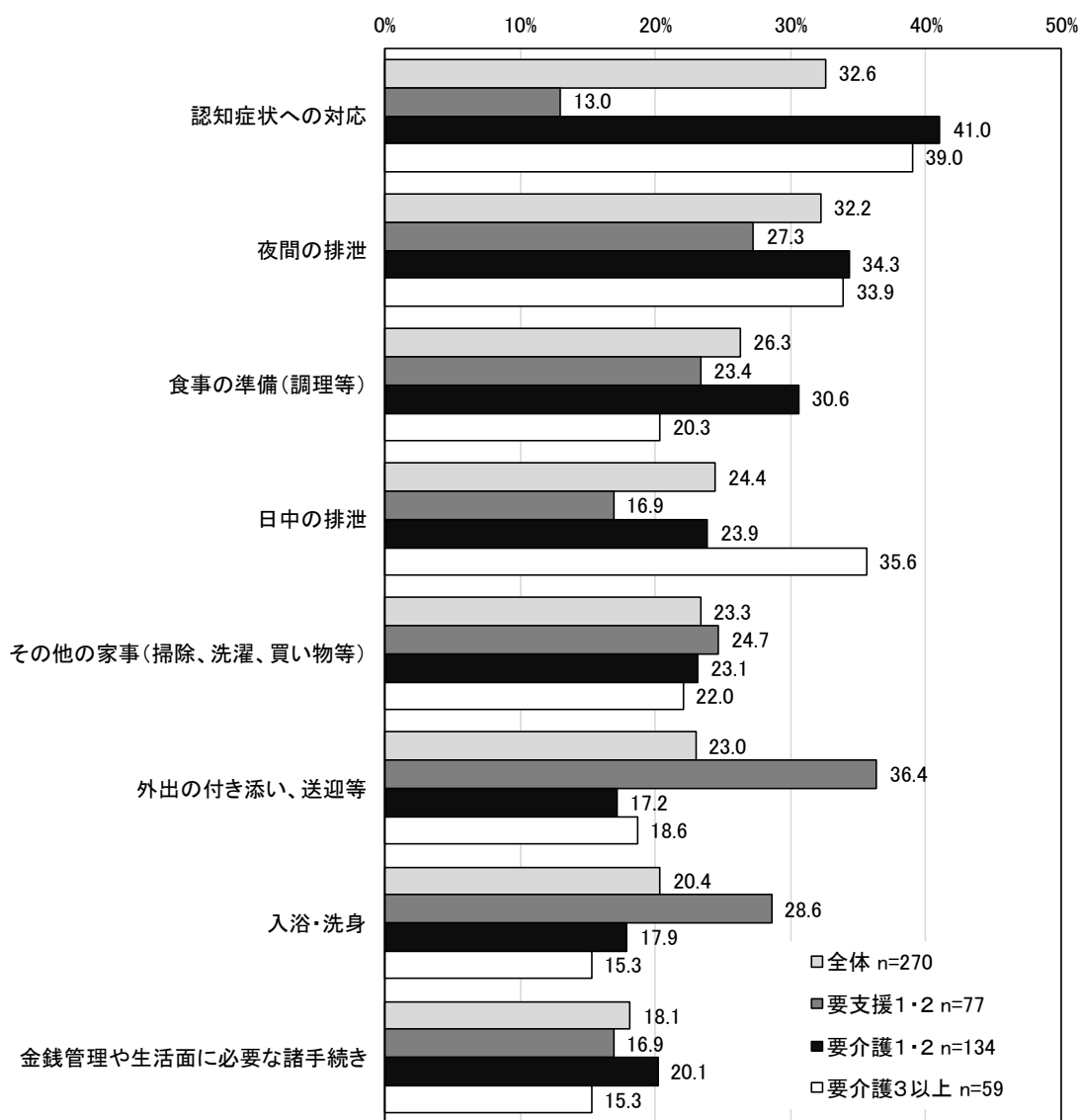
介護者の年齢は60歳以上が、66.7%を占めており、今後の高齢化に伴い、より一層の老老介護の増加が見込まれます。



●在宅介護を継続していくにあたって介護者が不安を感じる介護について

要介護度別に見ると、「要支援1・2」では、「外出の付き添い、送迎等」に不安を感じている人が最も高く、利用可能な移動支援や外出同行のサービス周知が必要と考えられます。

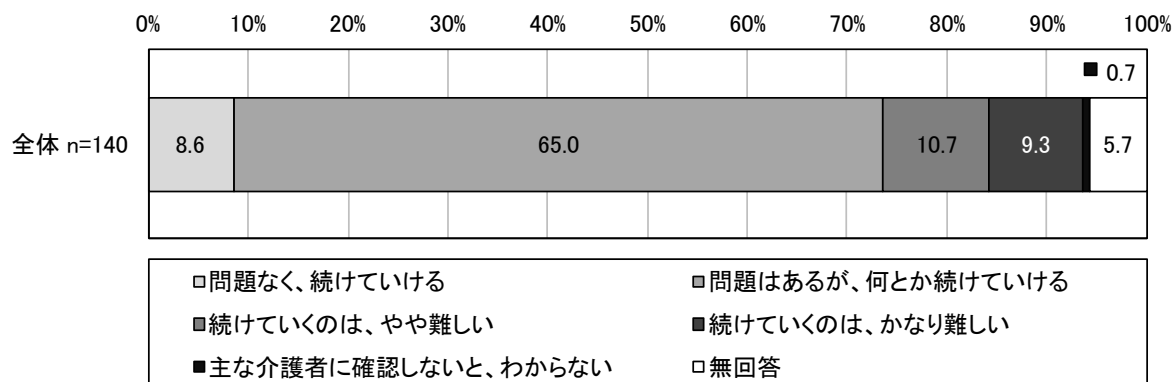
また、「要介護1～5」では、「認知症状への対応」に不安を感じている人が最も高く、不安を軽減できるような認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発等、さらなる認知症施策の推進が必要と考えられます。



●今後も働きながら介護を続けていけそうかについて

「問題はあるが、何とか続けていける」が65.0%で最も高く、次いで「続けていくのは、やや難しい」が10.7%、「続けていくのは、かなり難しい」が9.3%となっています。

働きながら在宅介護を継続するのは難しいと20.0%が回答しており、介護者が仕事を継続できるような環境整備が必要と考えられます。



2. 沼田市の高齢者を取り巻く主な課題

アンケート調査結果より以下のような課題が見られました。

▼後期高齢者増加に伴う、介護サービス需要の増加

75歳以上にあたる後期高齢者では、約5人に1人が「介護が必要」と回答しており、第8期計画期間において後期高齢者の増加が見込まれる本市では、介護サービス需要の増加が見込まれます。

▼感染症対策及び感染症終息後を見据えた取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの高齢者が外出を控えている状況となっています。コロナ禍が落ち着いた後に、今までのように元気に外出ができるよう、体力や筋力の低下・外出意欲の低下を防ぐような支援が必要と考えられます。

▼生きがいづくりの推進

生きがいは健康状態に良い影響が見られるため、健康維持のためにも生きがいを持つことは大切と考えられます。生きがいづくりをサポートする支援が必要と考えられます。

▼地域活動への参加促進

地域活動への参加意向は高いものの、多くの人が参加には至っていません。参加希望者を活動につなげる支援が必要と考えられます。

▼生活支援サービスの充実・周知

生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問において、「雪かき」「草刈り」の割合が高くなっています。生活支援サービスの充実・周知が必要と考えられます。

▼災害発生時等の緊急時に高齢者を支援する体制の充実・周知

生活の困りごとやあると助かる支援等に関する設問において、「災害時の手助け」の割合が高くなっています。緊急時の支援体制の充実や周知が必要と考えられます。

▼生活習慣の改善や健康づくりの取り組み（重度化防止）

現在治療中、または後遺症のある病気については高血圧をあげる高齢者が多いことから、生活習慣の改善や健康づくりの取り組みが重度化防止の観点からも必要と考えられます。

▼認知症相談窓口の周知

今後さらなる高齢化に伴い、認知症の増加が見込まれる中、認知症に関する相談窓口を6割以上の人が知らないと回答しているため、さらなる周知活動が必要と考えられます。

▼認知症施策の推進

今後さらなる高齢化に伴い、認知症の増加が見込まれることから、さらなる認知症施策の推進が必要と考えられます。

▼移動支援や外出同行の充実

高齢化による免許返納後の移動の足の問題や老老介護の増加を受け、移動支援や外出同行の充実が必要と考えられます。

▼希望する場所で最期を迎えるための支援

要介護者と介護者の意見には乖離があり、「自宅」で最期を迎えたいと希望する要介護者が、希望通り「自宅」で最期を迎えられるような支援が必要と考えられます。

▼家族介護者の介護不安の解消や負担軽減

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について、「家族に負担をかけるから」が約7割となっており、家族の負担軽減が在宅医療の実現には必要と考えられます。

▼在宅医療体制の充実

在宅医療を希望しない、または難しいと思う理由について、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」が約6割となっており、在宅医療体制の充実が在宅医療の実現には必要と考えられます。

▼介護離職を防ぐ取り組み

要介護3以上では、介護者・介護者以外の家族親族で仕事を辞めた人をあわせると、8.5%の人に介護離職が発生しており、介護者が仕事を継続できるような支援が必要と考えられます。

▼老老介護増加を見据えた取り組み

介護者の年齢は60歳以上が、66.7%を占めており、今後の高齢化に伴い、より一層の老老介護の増加が見込まれます。各種サービスの充実等、介護者の負担軽減が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市も高齢化が急速に進行しており、高齢化率は34.1%に達しています。そのため、介護が必要な高齢者が安心して暮らすことができる環境の向上と同時に、高齢者が社会的支援を受ける立場だけでなく、より積極的に、自らの経験や知識・技術を生かして、地域社会に貢献する場を創出し、生き生きと自分らしく暮らしていくことができるよう、地域や関係機関が連携した環境づくりの一層の推進が必要となっています。

これまでの高齢者施策の継続性を大切に、高齢者一人一人が健康で、生きがいを感じ、笑顔あふれる暮らしができるようなまちづくりを進めるため、本計画の基本理念はこれまでのものを継承します。

基本目標

- (1) 個人の意思を尊重し、利用者本位で質の高いサービスを提供することを通じて高齢者の自立を支援します。
- (2) 高齢者の暮らしの状態・環境にかかわらず、支援を必要とする高齢者に必要なサービスを提供します。
- (3) 保健・福祉・医療・生涯学習等との連携を図り、それぞれの分野の地域資源を幅広く活用して高齢者のニーズに的確にこたえることができる、効率的・総合的なサービスを提供します。
- (4) 市民に最も身近な自治体（市）として柔軟なサービス提供体制をつくるとともに、市民参加型の総合的なまちづくりの視点に立った保健福祉施策を推進し、本市に適したサービスを充実していきます。

第2節 基本目標

「生き生き長寿のまちづくり」の実現のために、本計画の基本目標を次のように設定します。

1. 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者が充実した生活を送るためには、自身で生きがいを持つことが重要です。そこで、高齢者の学習、就業、社会活動等への積極的な参加の機会を確保することが必要となります。しかし、一人一人の経験や知識、技術は異なるとともに、近年は生きがいの求め方も多様になっていることから、幅広い分野にわたった生きがいつくり推進に努めます。

2. 地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組み

高齢者、とりわけ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を目指します。

「日常生活圏域」を設置し、地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどが連携を強化し、さらなる地域支援事業を展開することで高齢者の健康づくり、介護予防を推進します

また、さまざまな主体が関わる生活支援サービスの充実と住民が参加する地域づくりを推進します。

3. 介護保険サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、その必要とするサービスを十分に受けられるよう、サービス基盤を確保し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、介護サービスの充実を図ります。

また、介護サービス量を正確に見極めて保険料を算出するとともに、安心して介護サービスを利用できるように、低所得者に対する支援を推進します。

第3節 第8期計画策定における主な視点

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）の改正が行われました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

（1）令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年のサービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤の整備が重要であるとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービス需要はさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

（2）地域共生社会の実現

令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

（3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

①自立支援・介護予防・重度化防止の推進

自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを行うことが重要となります。支援においては、効果的・効率的な取り組みとなるよう、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他事業との連携」を進めることが重要となります。

また、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要であり、さらには、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要となります。

②保険者機能強化推進交付金等の活用

各種取り組みにおいて、市町村や都道府県のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標が設定された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、一層の強化を図ることが重要となります。

（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるとともに、質の確保を図るため、都道府県と連携してこれらの設置状況等、必要な情報を積極的に把握することが重要となります。

（５）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する基本的な考え方の下に、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を推進することが重要となります。

■具体的な施策の5つの柱

①普及啓発・本人発信支援

- ▶企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ▶「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

②予防

- ▶高齢者等が身近で通える「通いの場」の拡充
- ▶エビデンスの収集・普及 等

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ▶早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ▶家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ▶認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ▶企業認証・表彰の仕組みの検討
- ▶社会参加活動等の推進 等

⑤研究開発・産業促進・国際展開

- ▶薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

市町村は保険者として地域で取り組みを進める立場から、必要な介護人材の確保のため、総合的な取り組みを推進することが重要であり、その際には、地域の関係者とともに、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等へ一体的に取り組むことが重要となります。また、業務の効率化の観点からは、介護現場におけるＩＣＴの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要となります。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取り組みを行うことが重要となります。

■災害や感染症対策

- ①介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること
- ②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- ③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

第2部 各論

第1章 高齢者保健福祉の推進

第1節 地域共生社会の実現

【施策の方針】

地域生活では、ごみ出しや電球の交換、庭の手入れ、買い物の付き添い、雪かきなど、公的なサービス（フォーマルサービス）にはなじまないさまざまなニーズがあります。

こうした生活ニーズには、隣近所の人、地縁団体（自治組織など）、民生委員、NPO、ボランティア、社会福祉協議会など、多様な主体が協力し合って対応すること（インフォーマルサービス）が求められます。

本市では、在宅介護支援センターや老人クラブ、民生委員、配食サービスをはじめとする福祉サービスや地域などと連携した相互の見守り体制を整えています。今後も、市民の理解と協力を得ながら、地域全体で高齢者を見守る体制の強化が必要となります。

1. 地域支え合いの推進

今回実施した高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によると、「生活の困りごとやあると助かる支援等」は雪かき22.9%、災害時の手助け17.9%、草むしり14.7%が上位となっています。一方で、「地域のたすけあいとして自分ができること」は話し相手30.2%、草むしり27.5%、日常のごみ出し27.4%、安否確認・声かけ25.6%となっており、災害時の手助けをはじめ、話の傾聴やちょっとした力仕事など、個人が自分のできることを地域での支え合いにつなげるネットワークづくりが必要です。

また、老人クラブが行っている「ひとり暮らし高齢者に一声かける運動」、民生委員の活動や民間事業者と連携した見守りなど、要介護者と介護者の孤立を防ぐための組織的活動も不可欠です。

災害時や災害後の支援体制を念頭に置き、プライバシーの問題や多様なニーズに配慮しながら、地域で支え合う体制をさらに充実していきます。

（１）ひとり暮らし高齢者に一声かける運動

【概要と現状】

要介護者と介護者の孤立を防ぐため、老人クラブを中心とした見守り運動、民生委員の活動が行われていますが、さらなる拡大や工夫が求められています。

【今後の方針】

性別や年齢、職業等あらゆる立場を超えた市民が参加できる事業を目指します。また、関係機関等との連携を図ります。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	対象者数	-	29	-	29	-	29

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり暮らし高齢者に一声かける運動	対象者数	32	35	38

（２）災害時要配慮者対策

【概要と現状】

防災担当課が作成する避難行動要支援者名簿に基づいて、高齢者等を災害発生の恐れのあるときや災害発生時に地域で支え合う体制の構築を進めています。

【今後の方針】

災害時に加えて、災害後の安否確認など、高齢者を含むすべての市民が協力し合える環境づくりに努めます。

（３）防災・防犯対策

【概要と現状】

防災・防犯対策として高齢者を災害や犯罪から守るための体制づくりが求められています。

【今後の方針】

相談体制の充実を図るとともに、地域における相互支援体制についても、地域活動団体と連携して推進します。

（４）買い物支援、ごみ出し等の支援

【概要と現状】

一人で買い物に出ることが困難な高齢者への支援は、自立した日常生活の継続や閉じこもり予防、介護予防の観点からニーズの高いサービスです。

【今後の方針】

車で外出することの多い地域性やニーズを踏まえて、現在行っているサービスの充実を図ります。また、安否確認を兼ねたごみ出し等の日常生活の支援についても、支え合いの地域づくりとして推進します。

２．地域福祉の推進

本市では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活における課題について、住民や福祉関係者による課題の把握や関係機関との連携等による解決が図られることを目指しています。また、福祉人材・機関や介護サービス事業者や医療機関などと連携し、高齢者を取り巻くネットワークの構築を進めていきます。

（１）包括的な支援体制づくりの充実

【概要と現状】

民生委員や老人クラブ、地域、ボランティア等の住民組織と、社会福祉協議会や介護サービス事業所、医療機関、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどが連携し、高齢者を支えるネットワークづくりを推進しています。

【今後の方針】

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また介護者が孤立しないよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が包括的に支援される体制づくりを進めます。

また、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活の課題について総合的な相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備を推進していきます。

第2節 バリアフリーの推進

【施策の方針】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、身近な外出先のバリアフリー化及び外出の際に利用する道路環境等の整備を促進するとともに、住まいの確保に関する対策、在宅で暮らす高齢者のQOL（生活の質）の向上を支援するサービスを引き続き実施します。

サービスの実施にあたり、在宅での生活を総合的に支援する観点から、予防・医療・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。

1. 生活環境の整備

今回実施した高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によると、高齢者の92.2%が持ち家（一戸建て）に居住し、階段を手すりや壁をつたわずに昇ることを「できるし、している」と60.9%が回答しています。また、外出を控えている主な理由として最も割合が高いのは、「新型コロナウイルス感染症」（77.7%）、「足腰などの痛み」（21.6%）、交通手段がない（7.8%）となっています。

本市の市街地は旧城下町で、基本的に道が狭く、道路・歩道等のバリアフリー化は十分とはいえません。また、民間・公共の建築物ともに、商業施設等を中心にバリアフリー化が徐々に進められていますが、未整備なところもあります。さらに、高齢者の利用が多い各町の集会所等にも、高齢者には利用しにくい階段やトイレが見られます。

そこで、高齢者が在宅での生活を安全で快適に営むためのバリアフリー化や介護対応トイレなど、居住環境の整備を推進していきます。

（1）道路環境の整備

【概要と現状】

新たに歩道を設置する場合には、バリアフリー新法の基準に基づき、順次整備を進めています。

【今後の方針】

安心して高齢者等が外出できるよう、歩道の段差解消など道路環境の整備に努めます。

（2）公共施設等のバリアフリー化の促進

【概要と現状】

公共建築物については、未整備のところがあります。高齢者の利用が多い集会所についても、階段やトイレのバリアフリー化が求められています。

【今後の方針】

ユニバーサルデザインによる公共施設の整備・改良は、高齢者の自立支援には欠かせないことから、関係各課と連携してさらなる整備を促進します。

（３）住宅改修の支援

【概要と現状】

高齢者が在宅での生活を安全で快適に営むためには、住居の改善が不可欠です。そこで、本市では住宅改修を介護予防の一つとして重要な事業と位置づけ、改修費用の支援をしています。

【今後の方針】

今後も公正・中立な立場で、適切な改修となるよう住宅改修希望者に対する相談や助言、さらには助成などの支援を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
住宅改修	件数	—	169	—	173	—	180

（４）高齢者が安心して住める住宅の確保

【概要と現状】

本市の高齢者の持ち家率は約9割であるものの、近年、市外から住み替える高齢者も増加傾向にあり、サービス付き高齢者向け住宅の供給や公営住宅団地の建て替え等に伴った福祉施設の併設など、福祉と連携した住宅づくりの促進が求められています。

【今後の方針】

サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進とともに、高齢者等が居住する住宅のバリアフリー化を促進し、高齢者等が安心して住み続けられる住宅の確保を図ります。

第3節 高齢者の生きがいのづくりの推進

【施策の方針】

高齢化が急速に進む中、高齢者の社会参加も重要なテーマの一つになります。それは健康づくりと高齢者自身の生きがいのづくり、さらには、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながるからです。

今後も、生きがいのづくりと地域活性化の両面を考慮し、高齢者の社会参加を後押しする一層の取り組みが必要となります。

1. 生きがいのづくりの支援

現在、「高齢者」は65歳以上と定義されていますが、近年の高齢者は労働意欲も盛んで、長年蓄積してきた経験や技術を生かして社会に貢献することは、生活に生きがいを感じるとともに、介護予防の観点からも非常に効果があります。

シルバー人材センターによる高齢者の就労支援とともに、事業所とも連携して、高齢者の就労の場と機会の確保に努める必要があります。

その他の生きがい対策としては、ふれあい福祉センターや老人クラブの活動を通して、高齢者の生きがいにつながる社会参画を促進しています。

高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）によると、「スポーツ関係のグループやクラブ」や「趣味関係のグループ」、「収入のある仕事」には、週1回以上参加する割合が高い傾向にあります。一方、バスや電車を使って一人で外出することを「できるけどしていない」高齢者が15.1%、「できない」高齢者は7.7%おり、老人クラブへの加入率も年々低下傾向にあることから、閉じこもりがちな高齢者が意欲的に外出する機会を増やすことへの支援が求められています。

核家族化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっていることから、地域の子どもと高齢者が触れ合う世代間交流事業は、子どもにとっても貴重な体験となり、今後も積極的に取り組みを推進する必要があります。

（１）高齢者就労支援

【概要と現状】

沼田市シルバー人材センターにおいて、高齢者労働能力活用事業を実施しています。高齢者のシルバー人材センターへの会員登録を促進するとともに、就労者としての技能・技術の向上を支援します。

【今後の方針】

高齢者の生きがいや経済基盤を確保する観点からも、地域資源等の活用により新規の就労機会の開拓、求人開拓等により労働需要の拡大に努めます。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
会員登録の促進	延べ就業人数	-	44,638	-	43,267	-	43,400

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員登録の促進	延べ就業人数	43,600	43,800	44,000

(2) 老人クラブの活性化

【概要と現状】

老人クラブは、60歳以上の高齢者が自主的に組織し、健康の増進や地域との交流を図っています。

研修旅行等を通じて高齢者の相互の親睦を深め、今後の人生を豊かで充実したものとするために社会の見聞を広める事業などを行っています。

しかしながら、高齢者の地域活動や価値観の多様化などを背景として、老人クラブの加入率は低下傾向にあります。

【今後の方針】

高齢者は地域活動の主な担い手として今後も期待されることから、その中心的な活動主体である老人クラブの取り組みに対して支援を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
老人クラブの活性化	会員数	-	1,836	-	1,752	-	1,689

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブの活性化	会員数	1,700	1,710	1,720

(3) 市民敬老号

【概要と現状】

研修旅行を通じて高齢者の相互の親睦を深め、今後の人生を豊かで充実したものとするために社会の見聞を広める市民敬老号事業を行っています。

【今後の方針】

これまで、40年以上継続している事業であり、参加ニーズも一定程度あることから、今後も継続して実施できるよう努めていきます。

（４）地域活動団体の活性化

【概要と現状】

沼田市社会福祉協議会によると、ボランティア活動保険に加入して活動する人数は、令和元年度1,266人、ボランティア行事用保険に加入して活動する人は1,246人です。

令和2年11月現在、本市内に拠点を置くNPOは18団体、市民活動団体（沼田市市民活動センター登録）は223団体あり、活動分野は保健・医療・福祉の増進、まちづくりの推進、地域安全、災害救助、人権擁護・平和の推進など、高齢社会を支える多様な分野に及んでいます。

【今後の方針】

住み慣れた地域で活動するボランティア団体や各種地域活動団体に関する情報の提供に努めるとともに、地域活動団体間のネットワークを推進し、活動の活性化を支援します。また、ふれあい福祉センターや公民館など、活動の場の確保に努めます。

（５）ひとり暮らし高齢者保養事業

【概要と現状】

70歳以上の対象となる一人暮らし高齢者に対し、孤独感を和らげるとともに、心身の健康増進を図るため、温泉地等への宿泊旅行を実施しています。

【今後の方針】

今後も一人暮らし高齢者の孤独感解消や心身の健康増進を図ります。

（６）ひとり暮らし高齢者交流会事業

【概要と現状】

概ね70歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、孤独感の解消や外出の機会の提供、閉じこもりの防止や介護予防を図るために、ふれあい福祉センター等で交流会を実施しています。

【今後の方針】

今後も一人暮らし高齢者への外出機会を提供することにより、閉じこもり防止や介護予防を図ります。

（７）温泉施設利用高齢者助成事業

【概要と現状】

75歳以上の人を対象に、市が指定する温泉施設の利用に際し、助成を行います。助成券（200円）は、本人分12枚のほか、付き添い分4枚を交付しています。

【今後の方針】

地域の特色を生かした事業であり好評なため、今後も高齢者の閉じこもり予防、多世代交流の促進等の観点から事業を継続します。また、利用促進に向けた検討を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
温泉施設利用高齢者助成	利用枚数	-	1,867	-	2,088	-	1,500

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
温泉施設利用高齢者助成	利用枚数	1,700	1,900	2,000

2. 高齢者福祉施設等の活用

介護保険制度において要支援・要介護と認定されていない人は、介護保険サービスを受けることができませんが、要支援・要介護状態への進行を防ぐために、本市ではさまざまな介護予防事業を実施しています。

沼田市社会福祉協議会では、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域で「ふれあいいきいきサロン」を設置しています。寝たきり予防、孤独感の解消や仲間づくり、性別・年齢・職業等多様な立場や世代間の交流機会の促進等を目的として、市民に身近な地区公民館や生活改善センター、高齢者の自宅等を利用して行っています。

また、老人クラブをはじめとした高齢者の活動の場として、ふれあい福祉センターと公民館等があります。元気な高齢者が増加し、生きがいや生活の充実を求めて生涯学習や趣味サークルの活動拠点として、施設の機能強化が求められています。

(1) ふれあいいきいきサロン

【概要と現状】

沼田市社会福祉協議会では、家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、外出機会の確保や居場所づくり、仲間づくり等を目的として、地域住民が主体となる「ふれあいいきいきサロン」の設置を推進しています。

主な活動場所は、地域の公民館や住民センター、個人の自宅等です。原則として月1回以上ですが、地域やサロンの実情、季節などにより対応しています。サロンでは、茶話会を中心として軽スポーツやレクリエーション、季節行事を含む活動や地域内の仲間づくりなどを行っています。

【今後の方針】

高齢者が多く住む地域の既存施設や高齢者の自宅等を有効活用し、交流の場を確保するとともに、サロンの周知を図り、さらに地域のボランティアへの参加や運営への参画を促進します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
サロン設置の推進	箇所数	-	73	-	82	-	76

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン設置の推進	箇所数	80	85	90

(2) ふれあい福祉センター

【概要と現状】

本市には、老人クラブや高齢者の活動の拠点としてふれあい福祉センターがあります。元気な高齢者が、生きがいや生活の充実を求めて、生涯学習や趣味・サークル活動の拠点としています。

【今後の方針】

活動のための施設利用（貸部屋機能）だけではなく、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、自主的な学習や活動の中心施設としての活用を図ります。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
ふれあい福祉センターの活用	利用者数	-	53,717	-	49,191	-	27,000

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあい福祉センターの活用	利用者数	35,000	40,000	45,000

3. 移送サービスの推進

本市は、地域によって中山間地域特有のさまざまな特色があり、豊かな自然が残る地域がある一方で、事業所や商業施設、文化施設、医療・福祉機関などが市街地に集中しています。このため、買い物や医療機関に出かける際には、車などを利用する必要があります。市民の主要な移動手段が自家用車であることから、自分で運転ができなくなると外出を控えてしまうという傾向があり、それが寝たきりや閉じこもりなどの原因になってしまいうこともあります。本市では、自立を支援する観点からも、市民のニーズに対応した外出支援として「移送サービス」を推進しています。

本市で行っている主な移送サービスは、「敬老バスカードの助成」と「福祉タクシー制度」があります。敬老バスカードは65歳以上の高齢者を対象に、移動手段の確保としてのバス路線の利用促進を図るため、路線バス利用カード費用の一部を助成しています。

また、福祉タクシー制度は、概ね65歳以上で、身体が虚弱なため、通院介助等を必要とする在宅の高齢者のうち、前年所得税非課税世帯であり、かつ生活援助員派遣世帯あるいは介護保険法に規定する要介護者等を対象とし、タクシー料金の一部を補助しています。

本市ではこれらのサービスのほかに、寝たきり等の要介護高齢者及び身体障害者を介護している家族等が、その要介護高齢者を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両（介護用車両）の購入費を補助することにより、要介護高齢者の生活の質の向上や介護家族の負担の軽減を図ることを目的とした「介護用車両購入費補助事業」を実施しています。

今後も、各種移送サービスを継続して実施するとともに、新たな移動手段などを検討し、地域間格差の解消に向けた取り組みが必要です。

（１）敬老バスカード助成事業

【概要と現状】

65歳以上の人に対して、市内路線バス利用カード購入の際に助成します。1枚3,000円の購入に対して、1,000円を助成しています。

【今後の方針】

引き続きサービスを継続し、高齢者の移動手段を確保することにより、寝たきりや閉じこもりを予防します。また、バスカード購入費の一部助成により、廃止路線代替バス等の路線利用の促進を図ります。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
敬老バスカード助成	販売枚数	-	3,252	-	3,215	-	2,000

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老バスカード助成	販売枚数	2,400	2,800	3,200

（２）福祉タクシー利用券の交付

【概要と現状】

タクシー以外の交通機関を利用することが困難で、通院介助等を必要とする在宅の高齢者のうち、前年所得税非課税世帯で、かつ介護保険法に規定する要介護者及び要支援者、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者に、タクシー料金の一部を補助しています。

【今後の方針】

要介護高齢者の外出を支援するため、引き続きタクシー料金の一部助成を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
福祉タクシー利用券	枚数	—	1,426	—	1,637	—	1,900

（３）外出支援サービス（福祉有償運送等）の推進

【概要と現状】

自家用車を運転できない、あるいは自力歩行が困難で一般の交通機関を利用できない高齢者を対象とした、福祉有償運送等の外出支援サービスが求められています。

利根沼田広域圏（沼田市・みなかみ町・片品村・川場村・昭和村）において、「利根沼田地域福祉有償運送運営協議会」を設置し、サービスの検討と普及を進めています。

要介護者が病院や介護施設へ移動する目的で、一人1台（付き添いは可）、1km80～140円で利用することが可能です。

【今後の方針】

敬老バスカードや福祉タクシー利用券の配布等をあわせて、高齢者の外出に関わる多様なニーズに対応することにより、閉じこもり予防や高齢者が在宅で快適な生活を継続できるように支援します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
外出支援サービス	回数	—	744	—	727	—	745

（４）介護用車両購入費等補助事業

【概要と現状】

寝たきり等の体の不自由な高齢者等を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両（介護用車両）をその家族が購入する際、費用の一部を補助しています。概ね65歳以上で日常的に車いすを使用している人、または日常的に車いすの使用が見込まれる人のいる世帯等が対象です。車いす仕様車両（介護用車両）の購入及び改造により補助金額が変わります。

- ・新車…車いす：10万円 回転シート：2万円
- ・中古車…6万円、または3万円

【今後の方針】

車いす仕様車両の購入を補助し、利用者の外出や移動を支援します。

（５）バス運行による交通手段の確保

【概要と現状】

本市では、廃止された路線バスの代替運行を民間事業所に依頼し、公共交通の確保に努めています。現在は、迦葉山線、中山本宿線、佐山線、南郷線、岩本線、奈良秋塚循環線、宇楚井原線、川田線、根利尾瀬高校線、沼須線の10路線を運行するほか、隣接の川場村が運行する川場村循環線、昭和村が運行する昭和村中野・生越循環線についても協力して運行しています。

路線バスについては、市内の病院やショッピングセンターを経由するルートにし、一部区間に自由乗降区間を設けるなど、高齢者にとって、より利便性の高い運行を行っています。

高速バス「アップル号」（沼田～前橋間）の運行費の一部を助成し、高齢者の交通手段の確保を図っています。また、市が運行し、協力、助成しているバス路線や民間事業者が運行している2路線について、市民に周知して利用促進を図っています。

【今後の方針】

利用者の要望や利用状況を考慮しながら、必要に応じて路線の見直しを行います。また、敬老バスカード購入助成事業などを通じて、路線の周知及び利用促進を図ります。

第4節 在宅福祉サービスの充実

【施策の方針】

高齢者の心身の状況にあわせて、健康維持、介護予防、閉じこもり防止など、複合的なサービスを提供し、住み慣れた地域や家庭で、できるだけ元気にいつまでも安心して生活できるよう支援するとともに、家族介護の負担軽減に努めます。

1. 日常生活の支援

介護保険制度における法定サービスは、要支援・要介護認定を受けた人だけしか利用することができませんが、認定を受けていない人であっても、在宅での日常生活を営むことに支障がある高齢者に対しては支援が必要となります。

本市では、在宅で生活することが困難であったり、社会適応が困難な高齢者を対象として、養護老人ホームへの短期宿泊等により日常生活の支援・援助を行っています。

その他、布団乾燥・丸洗いサービス、日常生活用具の給付等サービス、はり・きゅう・マッサージサービス、配食サービス、紙おむつ等給付事業、在宅訪問理美容サービス等、高齢者が在宅生活を継続できるような支援を実施しています。

（1）生活管理指導員派遣・短期宿泊事業

【概要と現状】

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しない高齢者（概ね65歳以上）に対して、生活指導員の派遣や一時的に養護老人ホームなどで生活指導や支援を行います。

- ・指導員派遣：指導（週1回50分）1回につき指導員派遣利用にかかる費用の10%
- ・短期宿泊：養護老人ホームに宿泊（7日以内）1回につき施設利用にかかる費用の10%

【今後の方針】

社会適応が困難な高齢者に対しては、サービス利用を促すこと自体が困難な場合が多いことから、効果的なサービスの活用、運用体制を検討していきます。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
短期宿泊事業	利用者数	-	4	-	8	-	4

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期宿泊事業	利用者数	5	6	7

（２）布団乾燥・丸洗いサービス事業

【概要と現状】

在宅一人暮らし、または6か月以上在宅寝たきりの高齢者（概ね65歳以上）を対象として、快適な療養生活の実現と介護の軽減を図るため、布団乾燥・丸洗いサービスを行います。

- ・布団乾燥を毎月1回（5月・10月を除く）所得に応じて、負担金0円～1,250円。
- ・丸洗いサービスを年2回（5月・10月）所得に応じて、負担金0円～4,500円。

【今後の方針】

今後もニーズを把握しながら、在宅で寝たきりの高齢者及び一人暮らし高齢者が快適な生活を送れるよう継続します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
布団乾燥・丸洗いサービス	利用者数	-	7	-	4	-	4

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
布団乾燥・丸洗いサービス	利用者数	5	6	7

（３）日常生活用具給付等事業

【概要と現状】

在宅で寝たきり及び一人暮らし高齢者等に対して、日常生活の便宜を図り、より良い生活ができるよう支援するため、生活用具を給付、または貸与しています。概ね65歳以上が対象です。生計中心者の所得に応じて費用負担があります。

※給付品目…火災報知器、自動消火器、電磁調理器

※貸与品目…老人用電話（回線のみ）

【今後の方針】

一人暮らし、寝たきり、認知症の高齢者が在宅で快適な生活を送ることを支援します。

（４）安否・緊急通報システム

【概要と現状】

概ね65歳以上の一人暮らし等の高齢者を対象とし、緊急時の連絡を支援し、一人暮らしの不安を軽減します。

緊急通報端末、またはペンダント型送信機のボタンを押すと、委託業者の受信センターへつながり、本人に状況確認を行います。必要に応じて受信センターからあらかじめ登録してある緊急連絡先に連絡を取り、駆けつけていただきます。

装置はレンタルで、生計中心者の所得税に応じて、費用負担があります。

【今後の方針】

一人暮らし等の高齢者が、安心して在宅生活を送ることができるよう支援を継続します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
安否・緊急通報システム	利用者数	-	186	-	186	-	180

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安否・緊急通報システム	利用者数	185	190	195

（５）救急医療情報キット給付事業

【概要と現状】

本人情報、かかりつけ病院・持病等の医療情報、緊急連絡先等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット（費用負担はありません）を給付します。

65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、日中、または夜間において65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に準ずる者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者及び障害児を対象として保管容器、救急医療情報シート、玄関内側用ステッカー（シール）、冷蔵庫用ステッカー（マグネット）を給付します。

【今後の方針】

救急時に必要な情報を保管しておくことで、高齢者などの安全と安心の確保を図ります。

（６）はり・きゅう・マッサージ助成事業

【概要と現状】

70歳以上の人を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術に対し1回1,500円の助成を行います。年間4枚の助成券を交付します。

【今後の方針】

今後も健康の維持増進及び介護予防、心のケアの観点から継続して実施します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
はり・きゅう・マッサージ助成	利用枚数	-	435	-	422	-	420

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
はり・きゅう・マッサージ助成	利用枚数	430	440	450

（７）老人保護措置事業（養護老人ホーム）

【概要と現状】

老人福祉法に基づき、概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム等への入所措置を行います。所得に応じて利用者負担があります。

【今後の方針】

在宅生活に支障があり、やむを得ない事情のある高齢者を対象に措置を継続します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
老人保護措置事業	措置者数	-	8	-	10	-	10

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人保護措置事業	措置者数	10	10	10

（８）「食」の自立支援事業

【概要と現状】

食生活の改善及び健康増進のため、自立支援の観点からサービス利用が適当と認められた概ね65歳以上の一人暮らし高齢者に対して、昼食の配食サービスを行うとともに、安否確認による見守りを実施しています。原則として週2日、昼食を手渡しで届けます。1食250円です。

【今後の方針】

配食サービスは介護予防と見守りとして有効であることから、関連サービスと組み合わせた利用について検討、調整を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
配食サービス	延べ配食数	-	7,093	-	5,843	-	5,800

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス	延べ配食数	5,850	5,900	5,950

（９）紙おむつ給付事業

【概要と現状】

在宅で6か月以上寝たきり状態、または認知症の高齢者（概ね65歳以上）で、常時おむつを必要とする要介護3から5の人に対して、2か月に一度、自宅まで紙おむつを配送します（費用負担はありません）。

【今後の方針】

高齢者の在宅での快適な生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
紙おむつ給付事業	人数	-	68	-	69	-	90
	件数	-	475	-	493	-	600

(10) 訪問理美容サービス事業

【概要と現状】

65歳以上で在宅において寝たきり状態、または認知症の人に対して、衛生的で快適な生活を支援するため、理容師、または美容師が自宅へ訪問して理髪・美容を行います。利用券を年4枚交付（1枚3,000円の助成）しています。

- ・理髪…散髪、顔そり、洗髪
- ・美容…カット、ブロー

【今後の方針】

心のケアにもつながることから、今後も継続してサービスを実施します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
訪問理美容サービス	延べ利用者数	-	7	-	6	-	6

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問理美容サービス	延べ利用者数	8	10	12

第5節 介護保険サービスの充実

1. 介護保険サービス事業所整備の推進

住み慣れた家庭や地域で、できる限り在宅生活を続けていくためには、介護サービス利用希望者のニーズにこたえるための事業所整備が必要になりますが、地域密着型サービスの創設と日常生活圏域の設定により、圏域ごとに既存サービスを補完する形で介護サービス事業所が整備されています。

在宅生活を支えるためのさまざまな介護保険サービス事業所を整備するために、適切な介護保険サービス事業所の数と配置を検討するとともに、参入希望事業者を支援する必要性があります。

地域密着型サービスを中心に、日常生活圏域ごとにその地域の特性にあった介護保険サービス事業所の整備を推進し、質の高いサービス提供ができるよう事業所を支援します。

2. 介護給付適正化の推進

介護保険制度が開始されて以来、介護サービスを提供する事業者、介護サービスを利用する高齢者は年々増加しており、制度は広く普及してきました。一方で、サービスを利用するためにかかる費用も急増しているため、保険料も増加の一途をたどっています。

また、過度の利用者の掘り起こしや不正請求、制度の趣旨から見て、不適切なサービス給付が見られるなど、大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとするため、また保険料を負担する市民の理解を促進するため、サービス内容の適正化、介護費用の適正化の両面から高齢者介護に関わるさまざまな主体が連携して介護給付の適正化に取り組んでいくことが重要です。

本市では、群馬県介護給付適正化計画に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアマネジメントの適正化、③事業者のサービス提供体制及び介護報酬の適正のための指導・助言等を行い、適正な給付となるように取り組みます。

第2章 自立支援・重度化防止の推進

第1節 健康づくり・介護予防の推進

【施策の方針】

高齢者が健康に暮らすため、継続的な健康管理と健康な身体づくりを推進し、高齢者の社会参加や自主グループ活動への参加促進を図るとともに、高齢者が生き生きといつまでも住み慣れた地域・在宅で暮らしていくための健康の保持に取り組みます。

また、年齢や心身の状態で分け隔てることなく、地域住民の介護予防に対する理解を深め、住民主体の通いの場などを充実させ、継続的に拡大していくよう地域づくりを推進します。

1. 健康づくりの推進

高齢期を健康に過ごすためには、生涯を通じた健康管理が重要となります。

本市では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指し、沼田市健康増進計画「健康ぬまた21(第2次)」に基づき、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底、健康生活を支えるための社会環境の整備、社会生活を営むために必要な機能の維持向上に取り組んでいます。

要介護者における介護が必要になった主な要因は、「認知症」「脳血管疾患(脳卒中)」「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「関節疾患」の順で多く、生活習慣病予防やフレイル予防への取り組みが必要であり、より効果的に実施するには、関係機関と連携し介護予防事業と保健事業を一体的に実施していくことが重要です。

また、従来の健康づくりは個人の取り組みが中心でしたが、個人の取り組みだけでは解決できない問題も多く、地域全体で健康づくりに取り組むことが求められており、今後は地域や人とのつながりを深めながら健康づくりを展開します。

2. 介護予防の推進

一般介護予防事業は、平成29年4月からの新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」移行を受け、高齢者の心身の保持改善だけでなく、日常生活の活動を高め、住民主体の通いの場を充実させる事業を実施し、一人一人の生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指してきました。

今後は、今まで以上に介護予防について広く啓発を行い、市民が少しでも早い段階から介護予防に取り組めるような機会を提供し、地域における介護予防の取り組みを強化するとともに、より効果的な介護予防事業を推進するため、医療・介護・保健等のデータを参考にした介護予防事業の実施や、専門職の関与をさらに進めていく必要があります。

3. 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

【概要と現状】

家庭訪問や関係者からの相談等により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげています。

【今後の方針】

地域関係者及び関係機関等と連携するとともに、医療、介護、保健事業に係るさまざまなデータを活用し、より効果的かつ効率的に介護予防対象者の把握を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護予防対象者の把握	把握件数	-	58	-	120	-	100

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防対象者の把握	把握件数	120	130	140

(2) 介護予防普及啓発事業

【概要と現状】

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を図るため、介護予防教室、相談などを実施しています。

【今後の方針】

運動ができる通いの場づくりに向けて地区公民館等に出向き、地域活動につながるよう介護予防教室を定期的に行います。また、前期高齢者が取り組める介護予防教室を充実させます。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護予防教室の実施	実施回数	-	208	-	259	-	175

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室の実施	実施回数	220	260	260

（３）地域介護予防活動支援事業

①介護予防サポーター養成事業

【概要と現状】

地域で自主的に介護予防の取り組みを行おうとする人や、市が実施する事業にボランティアとして活動したい人などを対象に、介護予防に関する知識や技術を身につけるとともに、元気な高齢者がいつまでも元気にその地域で暮らしていくために支え合える地域づくりを進めることを目的としています。

【今後の方針】

継続的に介護予防サポーターの養成を行うとともに、通いの場や地域づくりの担い手として活動ができるように支援を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護予防サポーター登録者数	人数	-	73	-	92	-	90

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サポーター登録者数	人数	90	90	95

②高齢者筋力向上トレーニング事業

【概要と現状】

高齢者が生きがいを持ち、安心して自立した生活ができる地域づくりの実現を図ることを目的とした事業で、老人クラブなど地域組織と連携し、地域の公民館などで実施することにより、高齢者の体力増進と地域内のコミュニティ推進を図ります。

本市では、上級修了までの1年間の指導と修了後の継続支援をしています。

【今後の方針】

老人クラブ以外の地域組織とも連携して実施団体の拡充を図るとともに、継続支援や指導者養成を推進して、事業の充実を図ります。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
地区福老体操団体の拡充	団体数	-	49	-	55	-	55

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区福老体操団体の拡充	団体数	60	65	70

③運動自主サークル活動支援事業

【概要と現状】

本市の運動教室（6か月間）の修了後も、運動を継続するために立ち上がった自主サークルを継続して支援しています。

【今後の方針】

自主サークル運営の支援を継続的に行い、住民主体による取り組みを推進していきます。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
運動自主サークル活動支援	団体数	-	9	-	11	-	9

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運動自主サークル活動支援	団体数	10	11	11

(4) 一般介護予防事業評価事業

【概要と現状】

介護保険計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行っています。

【今後の方針】

毎年、市の担当部局が実施する事業評価を基に、目標値達成に向けた検証を行います。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

【概要と現状】

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進しています。

【今後の方針】

介護予防の機能強化を図るため、専門職の活用を推進します。また、さまざまな専門職の職能を生かした事業を展開します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
専門職の関与の促進	関与回数	-	62	-	109	-	30

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門職の関与の促進	関与回数	55	96	120

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

介護保険制度の改正を受けて、平成29年4月に予防給付に相当する訪問介護と通所介護は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成されます。

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

1. 訪問型サービス

(1) 訪問型サービスA（認定ヘルパーサービス事業）

週1回の生活援助を行います。サービスの種類は次の2種類です。

サービス名称	利用時間	内容	委託先	従事者
生活全般サポート	45分以内	掃除、洗濯、買い物、見守り支援等	沼田市シルバー人材センター	沼田市認定ヘルパー及び訪問介護員
買い物専科	60分以内	買い物、見守り支援	沼田市シルバー人材センター	沼田市認定ヘルパー及び訪問介護員

(2) 訪問型サービスC（短期集中訪問指導）

3～6か月間を目処として、月1～2回（原則6回まで）1回60分程度、体力及び生活機能の改善に向けた支援を行います。サービスの種類は次の3種類です。

サービス名称	内容
理学療法士による運動訪問	体力測定、関節の動きや痛みの確認、運動指導
管理栄養士による栄養訪問	栄養バランスチェック、献立や調理方法の助言、食材や惣菜の選び方、栄養指導
歯科衛生士による口腔訪問	滑舌、飲み込み測定、口腔機能の指導

2. 通所型サービス

(1) 通所型サービスA（緩和基準運動教室）

生活機能を維持するための運動・レクリエーション等を週1回、90～180分を行います。初回及び6か月程度ごとに体力測定を行うほか、福老体操、口腔体操、脳トレ、レクリエーション、イベント等を行います。

名称	実施場所	曜日・時間	定員
いきがい・ぬくもり	ふれあい福祉センター	火～金曜日：午前 9:30～12:30	各 10 人
いきがい・しらさわ	白沢創作館	水曜日：午後 1:30～3:30	10 人
いきがい・とね	利根保健福祉センター	火曜日：午後 1:30～3:30	17 人
あすらくいきいきサークル	内田病院	月曜日：午後 2:00～3:30	16 人
花の苑 一笑教室	花の苑	火曜日：午後 1:30～3:30	15 人
ききょう健やかクラブ	ききょうの里	火曜日：午後 1:30～3:30	15 人
菜の花クラブ	菜の花館園原	水曜日：午前 10:00～11:30	12 人

(2) 通所型サービスC（短期集中運動教室）

生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等プログラムを実施します。期間は3～5か月間、週1回、90～150分です。1回300円（1割負担）。福老体操、口腔体操、脳トレ、介護予防ミニ講話、体力測定（初回、中間、最終）を行います。

名称	実施場所	曜日・時間	定員
いきいきクラブ	内田病院	I 期：水曜日：午後 2:00～3:30 II 期：金曜日：午後 2:00～3:30	16 人
花の苑 楽笑教室	花の苑	水曜日：午後 1:30～4:00	15 人
ききょう体操教室	ききょうの里	水曜日：午後 1:30～3:30	15 人
園原クラブ	菜の花館園原	水曜日：午後 1:30～3:00	12 人

3. 介護予防ケアマネジメント事業

【概要と現状】

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行っています。

【今後の方針】

要支援者等の心身の状況や環境などに応じて、必要な支援を行っていきます。

4. 総合相談支援事業

【概要と現状】

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者に関する相談を受け、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行っています。

【今後の方針】

高齢者の心身の状況や生活の実態等を幅広く把握し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行います。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
総合相談	相談件数	-	205	-	223	-	210

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談	相談件数	220	230	240

5. 権利擁護事業

【概要と現状】

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、また、適切なサービスにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行っています。

【今後の方針】

困難な状況にある高齢者等が安心して生活できるよう、関係機関等と連携して必要な支援を行っていきます。

6. 包括的・継続的マネジメント支援事業

【概要と現状】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等の体制づくりを行っています。

【今後の方針】

個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域ケア会議等を通じて地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行っています。

7. 在宅医療・介護連携推進事業

【概要と現状】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築を行っています。

【今後の方針】

地域の医療・介護関係機関・団体と緊密な連携体制を構築し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を推進します。

8. 生活支援体制整備事業

【概要と現状】

中学校区を単位として、住民が主体となって地域課題や社会資源を整理して、支え合いの仕組みづくりや地域課題の解決に向けた検討（お互いさまのまちづくり）を行っています。

【今後の方針】

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加や生活支援の充実を図ります。

9. 地域ケア会議

【概要と現状】

高齢者が支援や介護が必要になっても、尊厳を持って住み慣れた地域において自立した日常生活を継続するために必要な支援体制に関する協議を行っています。

地域ケア会議は、沼田利根医師会、沼田利根歯科医師会、群馬県理学療法士会、群馬県認知症疾患医療センター、介護支援専門員、訪問介護員、第1号及び第2号被保険者、沼田市社会福祉協議会、在宅介護支援センター、沼田市民生委員児童委員協議会、利根沼田保健福祉事務所の各代表で構成されています。

【今後の方針】

高齢者の心身の状況、置かれている環境や意向に応じて適切な支援を行うために、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ります。また、高齢者の自立支援・介護予防の観点を踏まえて、生活全体の質的向上を目指します。さらに、他職種からの専門的な助言を得ることで、ケアマネジメントを実施し、介護予防に資するケアプラン作成やサービス提供を推進します。

第3節 認知症施策の推進

【施策の方針】

認知症になっても本人の意思が尊重され、一人一人に合った環境の中で暮らし続けることができるよう、関係機関が連携したネットワーク体制の充実を図り、支え合う地域づくりを推進します（地域包括ケアシステムの構築の実現）。また、令和元年6月18日に国が制定した「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症施策を進め、認知症への理解を深めるための普及・啓発を行います。

1. 認知症対策総合支援事業の充実

認知症への不安を抱える人が増加している中で、認知症に関する正しい知識の普及、周辺の人たちの理解、早期の治療の必要性が求められており、本市では、平成24年度より認知症地域支援推進員を配置し、本人や家族の相談業務を充実させています。また、出前講座等を通じて認知症サポーターを養成し、認知症の知識を深め、地域での見守り等、支援活動を推進しています。

地域社会において認知症高齢者の自立生活を支えるためには、幅広い分野での支援が必要であり、関係機関が連携したネットワーク体制の充実と広域的な取り組みを図る必要があります。

（1）認知症地域支援推進員事業

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図っています。

また、認知症の進行状態に応じて、利用できる医療・介護サービスを示す「認知症ケアパス」を作成し普及させるとともに、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の早期受診・早期対応に向けた支援体制の構築を図っています。今後は若年性認知症の人への支援も強化していきます。

（2）認知症初期集中支援推進事業

認知症は早期発見、早期受診が重要であり、未受診者や認知症で問題を抱えている家族への支援を充実させるために、認知症初期集中支援チームを配置しています。

チームは、概ね6か月間集中的に関与し、医療や介護サービスの利用につなげるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における支援体制の構築を図っています。

（３）認知症サポーター養成事業

【概要と現状】

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人（認知症サポーター）を養成しています。また、認知症の理解や支援体制を周知するためにミニ講座を開催し、サポーター養成事業の普及啓発を行っています。

【今後の方針】

子どもから大人まで、幅広い年齢層を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識等の普及啓発を推進します。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
認知症サポーター養成	累計人数	-	10,441	-	11,128	-	11,500

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成	累計人数	12,000	12,500	13,000

（４）あっぷりんカフェ

【概要と現状】

認知症の人とその介護者が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながらゲームや工作を楽しんだり、福祉・医療関係者に相談もできる場所です。月に1回、市役所会議室等で開催します。予約は不要で、参加費は無料です。

【今後の方針】

今後も、高齢化の進行に伴い認知症高齢者も増加すると予想されることから、介護者の孤立予防や身体的・精神的な負担感解消に向けた取り組み強化が求められています。民間の類似事業との連携等も視野に入れながら、実施内容を検討し、支援を強化していきます。

（５）認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業

【概要と現状】

近隣住民による見守り活動や行方不明高齢者の搜索活動など、認知症高齢者の支援ネットワークを構築し、地域住民に対して認知症に関する正しい知識のための広報・啓発活動を行っています。認知症高齢者及びその家族に対する支援、事件・事故を未然に防ぐ活動は、社会福祉協議会に事業委託しています。認知症サポーター養成講座等開催の際にネットワーク事業の説明を行い、地域見守り等の協力やメール登録について依頼しています。

「命の宝さがし」（模擬搜索訓練）：年１回実施

参加者：沼田市認知症にやさしい地域づくりネットワーク協力団体、市民

実施場所：市内（市内の小学校と協力して実施）

【今後の方針】

引き続き、正しい知識の普及・啓発のための事業を推進し、ネットワークの強化を図ります。

（６）高齢者等安心見守りネット事前登録制度

【概要と現状】

在宅生活をしており、認知症等の症状で行方不明になる心配のある人、その他必要と認められる人を対象として、身体的特徴や緊急連絡先、顔写真等を事前に警察に登録しておくことで、緊急時に適切な対応ができるよう備えます。

【今後の方針】

事前登録された高齢者等が、行方不明になって保護されたときの身元確認が迅速に行えることから、制度の普及啓発を図ります。

（７）日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

【概要と現状】

認知症高齢者や判断能力が十分でない人が、地域で安心して日常生活が送れるように、社会福祉協議会が窓口となり、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、各種支払いなどを行うことで生活を支援しています。

〔支援内容〕

- ①福祉サービス利用のための支援（情報提供、相談、手続き等）
- ②日常的金銭管理の支援（各種の支払い、金銭関係の手続き等）
- ③書類等の預かりサービス（通帳、印鑑、権利証等）

- ・利用料は１時間 1,200 円、貸金庫代金は実費
- ・住民税非課税世帯の人に、１時間当たり 250 円を助成

【今後の方針】

判断能力が十分ではない高齢者の安全・安心な生活支援を目的として、事業の周知や利用の促進を図ります。

◆第7期実績値

取り組み内容	評価内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
日常生活自立支援事業	利用時間	-	217	-	206	-	210

◆計画見込値

取り組み内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活自立支援事業	利用時間	220	230	240

（８）成年後見制度

【概要と現状】

認知症等のため、成年後見制度の利用が必要な人を支援します。市長が審判の申し立てを行うことができる場合があります。

【今後の方針】

必要な人が制度を利用できるよう、相談や広報等を拡充します。

２．認知症高齢者の介護基盤の整備

利用者が必要なサービスを受けることができるように、必要なサービス量を確保し、介護基盤整備の推進を図る必要があります。

今後も、認知症関連サービス事業所が地域の認知症高齢者の介護拠点となるよう、各事業所との連携について検討していきます。

第4節 介護支援体制の充実

【施策の方針】

超高齢社会に入り、高齢者に対する福祉や介護の問題は、本人と家族といった当事者のみの問題だけではなく、地域全体の問題として捉えていく必要があります。地域住民と自治体等との協働による包括的支援体制を作り、制度の持続可能性を確保し、必要とする人に必要なサービスが提供されるように体制を強化します。

1. 介護支援体制の整備

多くの高齢者が住み慣れた地域、自宅での介護を希望していることから、居宅サービス供給体制の整備とともに、サービスの質の充実が重要な要素となっています。

本市では、実際に高齢者の状態に見合ったケアプランを作成するケアマネジャーの人材確保と育成・支援として、地域包括支援センターが主体となって包括的・継続的マネジメント事業を実施しています。また、介護者に対するケアの充実と負担軽減を図るため、介護相談窓口を設置し、家族等に対する相談や支援を行うとともに、担当のケアマネジャーと連携をとりながら介護者の支援に努めています。

今後は、在宅での生活を希望する要介護者数の増加が見込まれることから、利用者のニーズに適切に対応できるよう、家族等に対する相談や支援を行うとともに、ケアマネジャーをはじめとする介護専門職への支援を行っていきます。また、質の高いケアマネジメントができるよう、引き続き地域包括支援センターを主体としてケアマネジャーサポート連絡会議をはじめ、研修会の開催・各種情報提供などを通じて、ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

2. 相談支援体制の整備

介護保険サービス及び介護保険適用外サービスに関わる利用者等からの相談、苦情処理等に対応できるように、県及び関係機関との情報共有を積極的に行っています。要介護認定に対する苦情の場合は、群馬県介護保険審査会に審査請求することができ、介護サービスに係る苦情は、群馬県国民健康保険団体連合会が対応することになっています。

在宅介護に関する各種の相談・支援等の総合窓口として、地域包括支援センターが地域の高齢者の最も身近な相談機関として活動しており、在宅介護支援センターは地域包括支援センターの窓口として、従来の機能を保持しつつ相互連携を図り、高齢者や家族等の相談や支援を行っています。

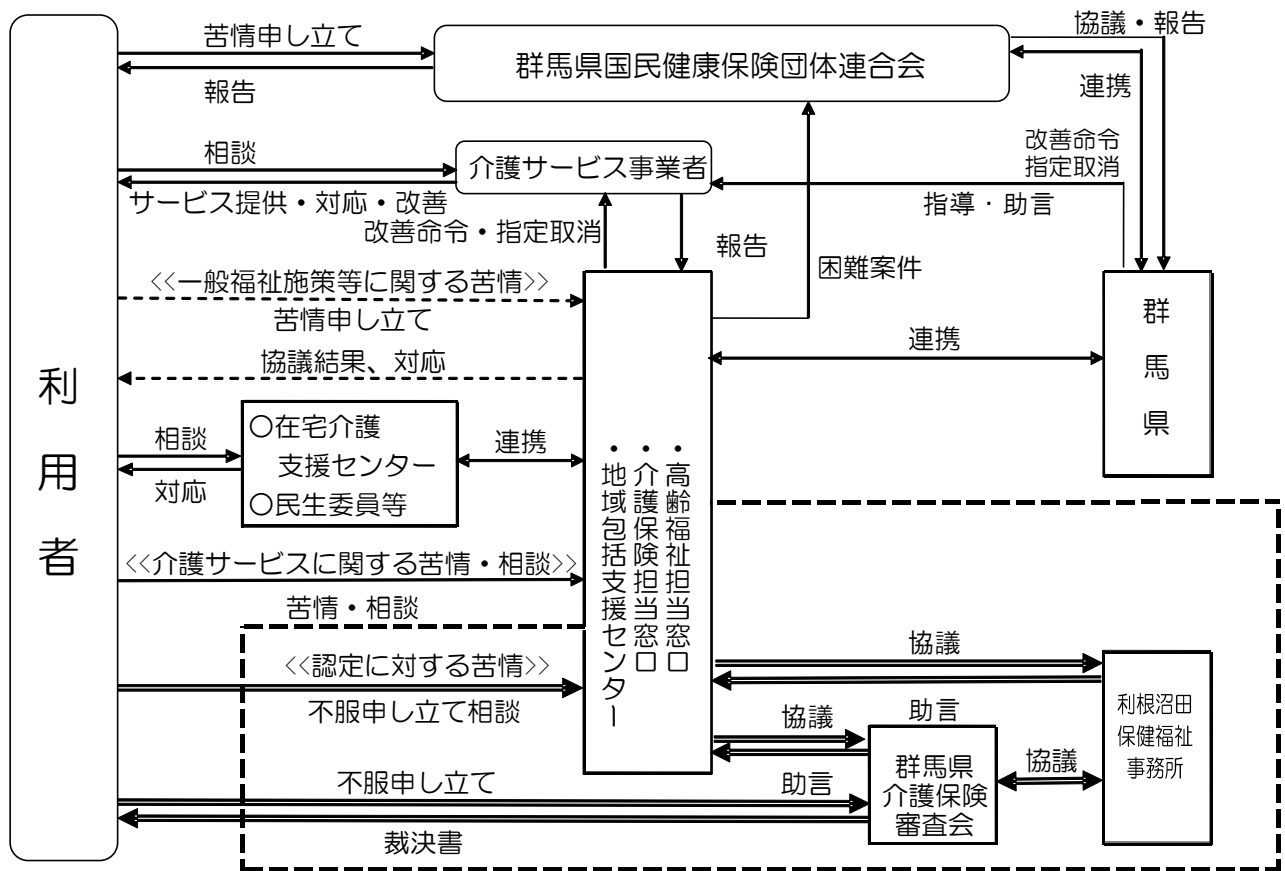
今後も、地域のネットワーク体制を構築する上で、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

事業	事業の概要
①相談支援体制	高齢者からのさまざまな相談や苦情処理等に対応できる体制を整え、本市等に寄せられた苦情・相談内容、国民健康保険団体連合会で取りまとめた苦情・相談内容及び解決策について関係機関等と情報を共有し、問題発生の予防、再発防止や問題発生時の早期解決の手助けとなるように利用者を支援します。
②地域包括支援センター ・在宅介護支援センター	地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携強化を図り、地域福祉の相談窓口や支援拠点として適切な支援体制を整備します。 また、本市の高齢福祉担当窓口・介護保険担当窓口、地域包括支援センター、在宅介護支援センターに寄せられた苦情・相談に対して、助言、支援等を行い、関係機関とも連携して支援する体制を充実させます。

◆在宅介護支援センター延べ相談件数 (単位：件)

区分	平成 30 年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (見込値)
ききょう	1,655	1,897	1,890
ゆうゆう・うちだ	615	496	490
花の苑	1,123	738	730
白沢在宅介護支援センター	775	834	830
利根在宅介護支援センター	858	506	500
合計	5,026	4,471	4,440

相談支援体制



第3章 介護保険事業の推進

第1節 要介護認定者数等の推移及び推計

1. 要介護認定者の推計

後期高齢者（75歳以上）人口の増加に伴い、今後も、要介護等認定者は増加を続けると予想されます。

令和5年度の認定者（第1号被保険者の要介護・要支援認定者）を3,269人（認定率20.6%）と推計しました。実績を踏まえた平成30年度から令和22年度までの要介護等認定者数の推移は次のとおりです。

◆認定者数の推移

区分	実績			推計				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	404	425	393	395	395	396	397	419
要支援2	472	463	421	425	426	426	430	460
要介護1	592	628	686	690	693	696	703	767
要介護2	436	495	508	513	517	522	527	571
要介護3	421	402	447	452	454	459	463	509
要介護4	371	383	398	401	404	405	411	462
要介護5	341	374	356	359	363	365	371	413
合計	3,037	3,170	3,209	3,235	3,252	3,269	3,302	3,601
要介護認定率	19.5%	20.1%	20.2%	20.3%	20.5%	20.6%	20.8%	24.4%

資料：介護保険事業状況報告（各年9月分／単位：人）

※要介護認定率＝第1号被保険者の要介護・要支援認定者／第1号被保険者数

第2節 介護サービスの量の見込み

1. 居宅サービス・介護予防サービス

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者を対象とした居宅サービス、要支援1・2の人を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

◆居宅サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(1)居宅サービス							
訪問介護	回数(回)	4,833.1	4,854.4	4,943.8	5,102.3	5,153.0	4,739.5
	人数(人)	294	301	314	316	319	299
訪問入浴介護	回数(回)	45.3	55.2	71.9	80.6	80.6	67.0
	人数(人)	12	13	15	17	17	14
訪問看護	回数(回)	1,791.7	1,832.6	1,832.3	1,840.5	1,827.2	1,692.1
	人数(人)	187	201	221	223	222	207
訪問リハビリテーション	回数(回)	46.8	67.5	20.2	20.2	20.2	20.2
	人数(人)	3	4	2	2	2	2
居宅療養管理指導	人数(人)	161	171	171	167	171	157
通所介護	回数(回)	6,448.3	7,055.3	7,186.4	7,155.8	7,201.1	6,719.8
	人数(人)	474	514	545	542	543	508
通所リハビリテーション	回数(回)	2,439.3	2,669.8	2,966.6	3,081.5	3,135.8	2,976.4
	人数(人)	275	306	338	349	354	336
短期入所生活介護	日数(日)	1,455.3	1,428.9	1,260.8	1,217.3	1,233.8	1,111.9
	人数(人)	120	117	87	83	84	76
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	306.1	306.0	293.5	309.8	317.6	286.7
	人数(人)	39	43	39	41	42	38
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	599	658	714	730	754	713
特定福祉用具購入費	人数(人)	10	13	11	12	12	11
住宅改修費	人数(人)	9	10	8	9	9	8
特定施設入居者生活介護	人数(人)	93	98	110	110	110	111

◆介護予防サービスの見込量

(1 か月あたり)

		平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(1)介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	533.9	523.2	446.6	414.6	420.0	425.4
	人数(人)	72	72	62	58	59	60
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	12.5	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	14	15	18	20	20	20
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	262	276	262	273	277	276
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	25.3	24.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	3	3	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	13.4	16.8	24.3	24.3	24.3	24.3
	人数(人)	3	3	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	259	255	234	236	236	236
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	5	4	3	3	3	3
介護予防住宅改修費	人数(人)	6	5	4	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	29	29	28	28	28	28

◆居宅サービス・介護予防サービスの一覧

訪問介護(ホームヘルプサービス)
寝たきりや認知症、または一人暮らしの人など、日常生活において援助を必要とする高齢者がいる家庭に、ホームヘルパーが訪問して行うサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
浴槽を積んだ入浴車等で家庭を訪問して、入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護
主治医の指示により看護師などが高齢者の自宅などを訪問して療養上の世話や必要な医療上の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士、看護師などが、高齢者の自宅などを訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行うサービスです。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
通所介護(デイサービス)
通所により、食事や入浴、機能回復訓練等を行うサービスです。福祉車両による送迎も行います。
通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防通所リハビリテーション
介護老人保健施設や病院などで、心身の機能の維持回復を図るために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを受けることのできるサービスです。
短期入所療養介護(ショートケア)・介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などを受けることができるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
心身の機能低下により、日常生活に支障のある要介護者等に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具の貸与によって、在宅生活への支援を図ることを目的としたサービスです。
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
貸与に適さない入浴や排せつに用いる福祉用具を購入し、日常生活の介護に利用することで、自立支援を図ることを目的としたサービスです。
住宅改修・介護予防住宅改修
自宅において、手すりの取り付けや段差解消等の小規模な一定種類の住宅改修を行うことによって、自立支援を図ることを目的としたサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)の入所者が、介護を受けながら自立した生活が受けることができるサービスです。

2. 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

◆地域密着型サービスの見込量

（1か月あたり）

		平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(2)地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	13	14	15	15	15	15
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	949.1	753.4	763.8	718.6	728.1	679.8
	人数(人)	87	69	61	58	59	55
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,171.8	977.9	1,027.2	958.2	982.3	898.0
	人数(人)	98	92	89	83	85	78
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	113	109	99	96	99	92
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	116	110	109	109	110	111
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	60	89	89	89	89	89
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	27	33	36	36	33

◆地域密着型介護予防サービスの見込量

（1か月あたり）

		平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	11.6	23.4	24.7	24.7	24.7	24.7
	人数(人)	3	5	4	4	4	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	12	11	10	11	11	11
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2	2	1	1	1	1

◆地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの一覧

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短期間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護
夜間において、定期的な巡回訪問、または通報を受け、その居宅において行われる入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援が行われるサービスです。

地域密着型通所介護
通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)のうち、小規模な事業所が地域密着型サービスに変わりました。平成 28 年度から新たに創設されました。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症の居宅要介護者等に、デイサービスセンターなどにおいて日帰りで、入浴、排せつ、食事等の日常生活に関する介護及び機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
居宅要介護者等の選択に応じて、居宅への訪問、サービス事業所への通所または短期間宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の日常生活に関する介護及び機能訓練を行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護
介護を必要とする認知症の居宅要介護者等が共同生活を営む住居(グループホーム)において、食事の提供、生活指導、相談・助言など生活の支援を受けることのできるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護
定員 29 人以下の特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)の入居者に、サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練、健康管理及び療養に関するサービスを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員 29 人以下の特別養護老人ホームの入所者に、サービス計画に基づき、食事、入浴、排せつ等の介護、機能訓練、健康管理及び療養に関するサービスを行います。
看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

3. 居宅介護支援・介護予防支援

在宅において自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者を対象とした居宅介護支援、要支援1・2の人を対象とした介護予防支援という区分になっています。

◆居宅介護支援のサービス見込量

(1か月あたり)

		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(3)居宅介護支援	人数(人)	1,060	1,108	1,142	1,114	1,101	1,028

◆介護予防支援のサービス見込量

(1か月あたり)

		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(3)介護予防支援	人数(人)	457	470	442	456	468	479

◆サービス内容

居宅介護支援・介護予防支援	
ケアマネジャーが利用者・家族、事業者と協議してサービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供の支援を行います。	

4. 施設サービス

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護者に、施設において生活支援を行うものです。

◆施設サービスの見込量

(1か月あたり)

		平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
(4)施設サービス							
介護老人福祉施設	人数(人)	283	309	318	318	318	318
介護老人保健施設	人数(人)	212	212	219	219	219	219
介護医療院	人数(人)	0	2	1	1	1	116
介護療養型医療施設	人数(人)	2	1	1	1	1	1

◆介護保険施設サービスの一覧

介護老人福祉施設
日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に、入所して必要な介護を受けることができるサービスです。
介護老人保健施設
病状が安定している場合に入所し、家庭に戻れるように医学的管理のもとでの介護や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護医療院
日常的な医学管理が必要な重介護者を受け入れ、看取り・終末期ケアを含め、生活施設としての機能訓練などを受けることができるサービスです。介護療養型医療施設からの移行先として期待されています。
介護療養型医療施設
長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院し、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けることができるサービスです。

第3節 基盤整備の方針

1. 介護給付の見込み量確保の方策

(1) 居宅サービス

居宅サービスは、今後も需要量の増加が相当量予測されることから、サービスの質の向上・多様化などにより、必要なサービスの確保に努めます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設整備を図るほか、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）の提供を含めた地域ニーズを踏まえ、適切なサービス提供の基盤整備を促進します。

(3) 施設サービス

施設サービスは、待機者の解消を図るため、介護老人福祉施設等の施設整備を図るほか、関係機関と連携し、施設整備を促進します。

2. 第7期計画期間までの整備実施状況

第7期計画期間までに下記の整備を行いました。なお、第5期、第7期計画期間の整備はありません（計画に載らない介護事業所の整備は除く）。

◆第6期計画期間における整備実施状況

圏域名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
沼田北部圏域			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
沼田南部圏域			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
			看護小規模多機能型居宅介護
沼田西部圏域			
沼田東部圏域			

◆第4期計画期間における整備実施状況

圏域名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
沼田北部圏域			認知症対応型共同生活介護
沼田南部圏域	小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護
沼田西部圏域			認知症対応型共同生活介護
沼田東部圏域			

◆第3期計画期間における整備実施状況

圏域名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
沼田北部圏域	小規模多機能型居宅介護		認知症対応型通所介護
沼田南部圏域			
沼田西部圏域		認知症対応型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護	
沼田東部圏域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		認知症対応型共同生活介護
			認知症対応型通所介護

※地域密着型サービスは、平成 18 年度に創設されました。

3. 圏域ごとの整備状況

(単位：箇所)

区分	北部	南部	西部	東部	計
居宅サービス	44	55	8	9	116
訪問介護(介護予防含む)	6	3	2	1	12
訪問入浴介護(介護予防含む)	1				1
訪問看護(介護予防含む)	5(※)	10	1	1	17
訪問リハビリテーション(介護予防含む)		6			6
居宅療養管理指導(介護予防含む)	15	20	2	4	41
通所介護(介護予防含む)	4	6	2	2	14
通所リハビリテーション(介護予防含む)	3	6			9
短期入所生活介護(介護予防含む)		2	1	1	4
短期入所療養介護(介護予防含む)	2	1			3
特定施設入居者生活介護(介護予防含む)		1			1
福祉用具貸与(介護予防含む)	4				4
特定福祉用具購入(介護予防含む)	4				4
地域密着型サービス	6	20	5	6	37
地域密着型通所介護	2(※)	3	2	1	8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1			1
夜間対応型訪問介護					0
認知症対応型通所介護(介護予防含む)	1	6(※)	2	2	11
小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	1	3		1	5
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	1	4	1	1	7
地域密着型特定施設入居者生活介護					0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	2		1	4
看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)		1			1
居宅介護支援事業所	7	4	1	2	14
介護保険施設サービス	3	3	1		7
介護老人福祉施設	1	2	1		4
介護老人保健施設	2	1			3
介護療養型医療施設					0
合計	60	82	15	17	174

※(※)は、休止中の事業所(カウントあり)が各1事業所あり。

4. 第8期計画期間における基盤整備

今後の整備については、待機者の解消のため介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設の整備を図るとともに、利用者ニーズやサービス事業者の動向、既存の介護保険サービスとの均衡を図りながら、各圏域の特性を考慮し柔軟に検討します。